A large, stylized illustration in shades of orange and yellow. It features a massive tree with a thick trunk and a wide, rounded canopy. Several children are depicted interacting with the tree: one is climbing a branch, another is sitting on a branch, and a third is reaching up towards the leaves. In the foreground, a woman is pushing a stroller with a child inside, while a man and a woman stand nearby. The background shows a simplified city skyline with various buildings. The overall scene conveys a sense of community and care for children.

今後の保育行政のあり方に関する基本方針

平成 26 年 1 月

府 中 市

目 次

第1章 策定に当たって	3
第2章 保育・子育てサービス等の現状と課題	4
1 子育て支援策の推進状況	4
2 保育・子育てサービスの現状（市内の保育施設）	7
3 認可保育所における保育・子育てサービスの現状	9
4 地域における子育て支援の現状	13
5 財政の状況と見通し	15
6 現状における主要課題	17
第3章 基本方針	20
第4章 具体的な取組・方策	21
1 保育・子育てサービス提供体制の再構築	21
2 基礎的エリア区分による子育て支援の充実	23
3 市立保育所の重点集約化	24
4 民間活力の積極的な活用	26
5 地域資源ネットワーク「すまいるねっと-Fuchu」（仮称）の構築	30
6 保育の質・水準の向上と利用者支援	31
おわりに	32
資料編	33

1 趣旨

近年、少子化の進行や近隣関係の希薄化、社会情勢の変化等により、「子ども」と「子育て」を取り巻く環境が大きく変化するとともに、子育て支援に対するニーズは増加し続けています。

本市では、子育て家庭を取り巻く環境変化や増加する市民ニーズに対応するため、『第5次府中市総合計画（後期計画）』において、「子育て支援策の充実」を重点プロジェクトの1つに位置付け、「待機児童の解消」や「地域子育て支援の充実」に向けた取組を進めてきました。

しかし、現状において待機児童の解消には至っておらず、今後も引き続き3歳未満児の低年齢児童を中心とした保育ニーズが増加していくことが予想されます。

一方で財政状況は、新たな市民要望に応えるための施策展開を進めており、歳出額が増加し続けるなか、長引く景気低迷の影響により歳入面の根幹となる市税が減少しているため、継続的な財源不足が生じています。

こうした現状と課題を踏まえ、平成24年10月に市民や学識経験者等の委員により構成された府中市保育検討協議会を設置し、保育の現状分析のほか市立保育所の管理運営や地域子育て支援のあり方について検討を進め、平成25年3月には当協議会より検討結果を取りまとめた報告の提出がありました。

当報告を踏まえ、本市が社会情勢の変化や厳しい財政状況のなかにあっても、これまでの子育て支援に関する取組を後退させることなく、更なる前進と児童福祉基盤の発展を目指して、保育行政が取り組むべき方向性を示すため、本方針を定めるものです。

2 策定の経過

（1）府中市保育検討協議会

平成24年10月から平成25年3月まで8回にわたり、市民、学識経験者、子育てに関わる団体等から選出された委員により、「市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析に関する事項」、「地域における子育て支援に関する事項」及び「市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項」について検討協議を行いました。平成25年3月には、当協議会より検討結果を取りまとめた「府中市保育検討協議会報告書」の提出がありました。

（2）庁内検討

市立保育所を含めた職員により、「市立保育所の特性を活かした今後の方向性」等について検討を行いました。

（3）パブリック・コメント

本方針の素案に対して、市民の皆様から幅広く意見をいただくために、平成25年6月3日から平成25年7月31日まで、パブリック・コメントを実施しました。

3 位置付け

- ・ 本方針は、第6次府中市総合計画や市の既存の計画・方針と整合を図りながら策定するものであり、今後、保育計画等の策定・見直しを行う際の指針となるものです。
- ・ 本方針の「民間活力の積極的な活用」（26頁参照）に関する取組は、平成21年度から平成25年度までの府中市行財政改革推進プラン（後期計画）の取組6「効果的・効率的な行政運営の推進」として位置付けられるものです。
- ・ 本方針については、現在、国で検討されている「子ども・子育て支援新制度」や今後の保育需要の変化、本方針に基づく取組の効果等の検証を踏まえ、関連方針である「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン」と併せて、必要に応じて見直しを行うものとします。

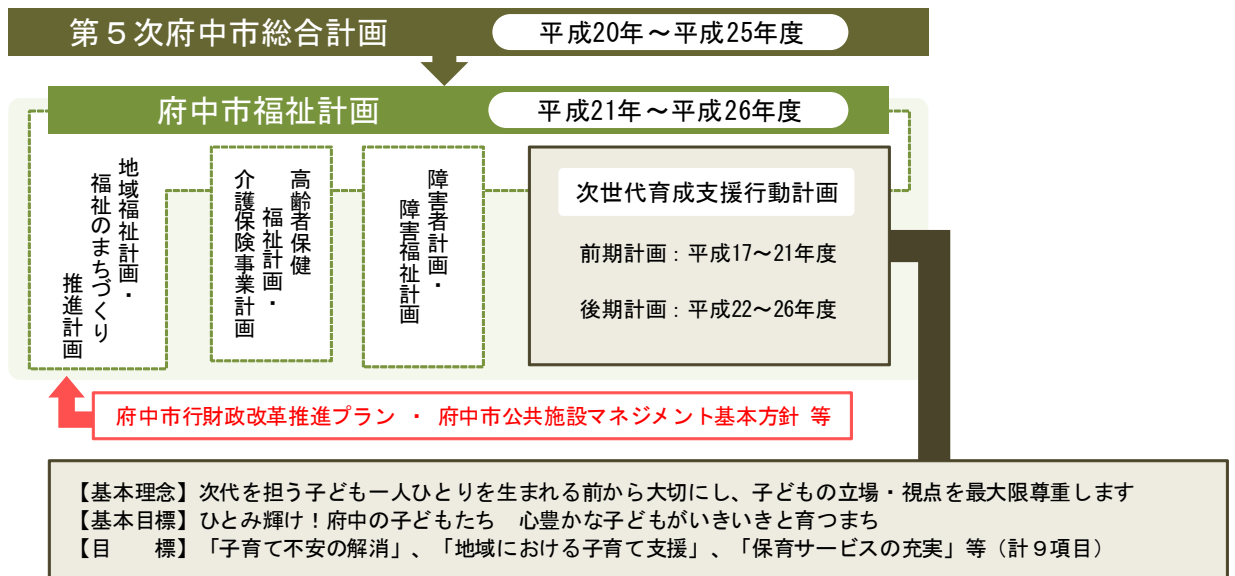
1 子育て支援策の推進状況

(1) 府中市次世代育成支援行動計画の概要

平成17年3月に、子育て支援策の推進を総合的かつ計画的に進めるため、府中市総合計画に基づく個別分野計画として「府中市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

当計画は、平成17年度を初年度として5年間を前期とし、その後の5年間を後期とした10か年計画であり、関連計画や各種方針との整合を図りながら、当計画に基づく施策展開を進めるものです。

■各計画の関連性 概念図



府中市次世代育成支援行動計画の後期計画では、「子育て不安の解消」、「保育サービスの充実」等の目標を掲げており、各目標に基づく具体的な施策の方向性及び目標値を定め、計画的な施策の推進に取り組んでいます。

【図表 2-1-1】主な施策の内容・目標値：府中市次世代育成支援行動計画（後期計画）

事業名	方向性（内容）	目標値
認可保育所	私立保育園の新設や分園の開設を行うことにより、待機児童の解消を目指します。また、市立保育所への民間活力の導入の検討を行います。	41 施設 定員 4,343 人
認可外保育所	認証保育所の新設や保育室の認証保育所への移行を支援します。また認定こども園や保育ママの導入に向けた検討を行います。	19 施設 定員 575 人
一時預かり・特定保育事業	保護者の入院や息抜き、断続的な就労により、一時的に保育が必要な子どもを預かる一時預かり・特定保育を実施します。特定保育では、利用者の負担軽減を図ります。	特定保育利用者の負担軽減を図る
子育てひろば事業	私立保育園等が在宅子育て家庭の、親同士の交流や親子のふれあいの場を提供し、子育てに関する相談・助言等を行うことで子育て不安を解消する。	8 箇所

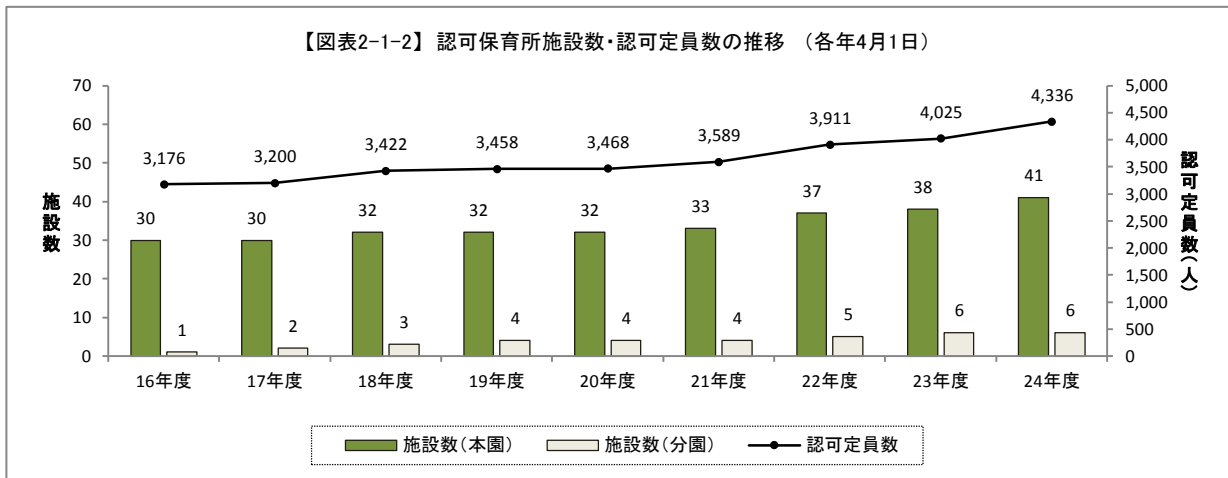
(2) 府中市次世代育成支援行動計画の進捗状況

ア 認可保育所の施設数及び定員の推移

平成 16 年度以降、認可保育所の本園 11 施設及び分園 5 施設の施設整備を進め、平成 24 年 4 月現在、平成 16 年度比で 1,160 人に及ぶ認可保育所の定員増が実現しました。

以前は、同規模の定員増を行うに当たり、約 30 年の期間を要していましたが、近年の急激に増加する保育ニーズに適切に対応するため、次世代育成支援行動計画期間中に施設整備を加速させ、大幅な定員増員を実施しています。

近年の取組の特徴としては、私立保育園の本園や分園の整備等による「民間活力の活用」を重視した施設整備を進めており、昭和 51 年以降、「公設公営」方式による市立保育所の新規開設は行っていません。



■施設・定員数 推移 (施設)

施設数	S50 年度	H16 年度	H24 年度
市立保育所	13	15	16
私立保育園	8	15	25
計	21	30	41
増減		9 増 S50 年度比	11 増 H16 年度比

(人)

定員数	S50 年度	H16 年度	H24 年度
市立保育所	1,255	1,561	1,745
私立保育園	796	1,615	2,591
計	2,051	3,176	4,336
増減		1,125 増 S50 年度比	1,160 増 H16 年度比

イ 認証保育所等の認可外保育施設・事業所数及び定員の推移

認証保育所は、府中市保育室の認証保育所への移行支援を含む整備を進めており、平成 24 年 10 月現在、平成 16 年度比で 8 施設増加しています。その一方、府中市保育室は、認可保育所や認証保育所への移行等により 5 施設減少しました。

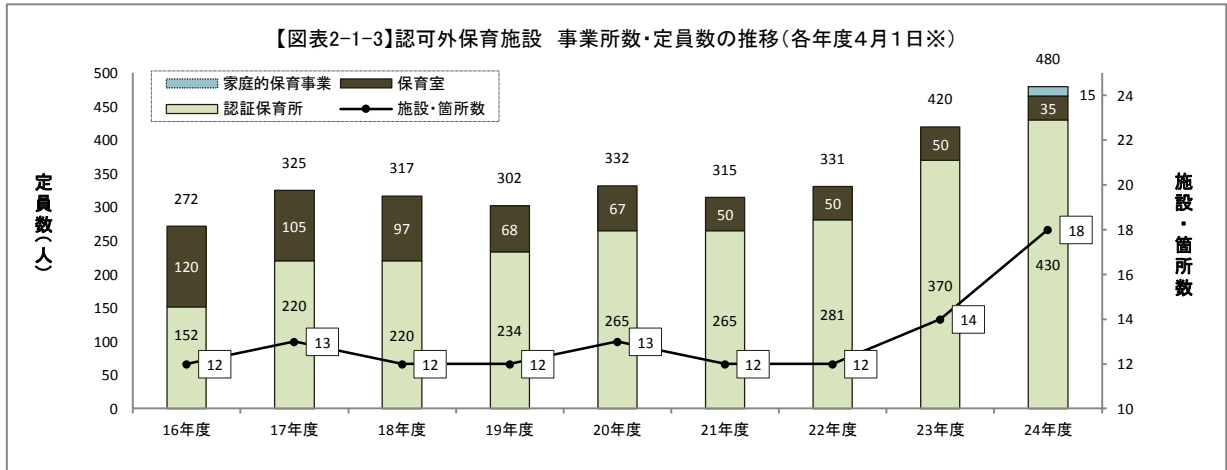
このほか、平成 19 年度に認証保育所の利用者負担金減額措置制度を開始することにより、認可外保育施設の利用者負担の軽減に努めるとともに、平成 24 年度に家庭的保育事業（保育所実施型）を創設しています。

■施設・定員数 推移 (施設・事業所数)

施設数	H16 年度	H24 年度
認証保育所	5	13
府中市保育室	7	2
家庭的保育事業	0	3
計	12	18
増減		6 増 H16 年度比

(人)

定員数	H16 年度	H24 年度
認証保育所	152	430
府中市保育室	120	35
家庭的保育事業	0	15
計	272	480
増減		208 増 H16 年度比



※平成24年度のみ10月1日現在

ウ 地域子育て支援事業の推移（子育てひろば及び一時預かり・特定保育）

在宅子育て家庭の育児不安の解消等を目的とした「子育てひろば」や保育が必要な子どもを一時的に預かる「一時預かり・特定保育」等の事業拡大を私立保育園の整備に併せて進めています。

【図表2-1-4】事業の推移

(施設・か所)

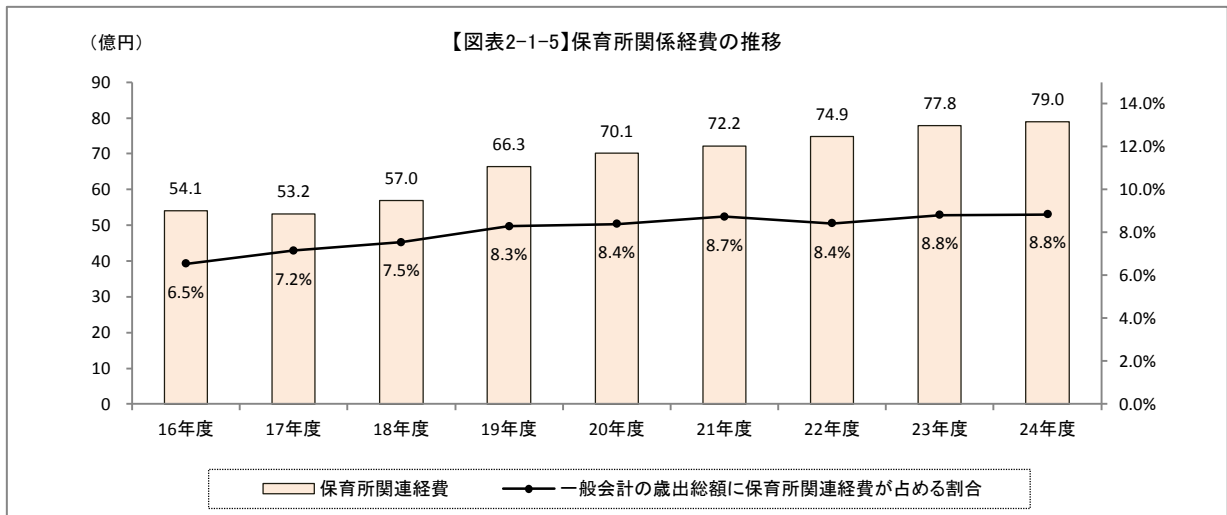
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
子育てひろば	4	4	6	6	7	8	9	10	12
一時預かり・特定保育	7	8	10	10	10	12	12	12	13

※一時預かり・特定保育：認可保育所実施分

(3) 保育所関係経費の推移

府中市次世代育成支援行動計画に基づく取組を進めるなかで、認可保育所や認証保育所の整備費及び新規施設の運営費等の保育所関係経費は、平成16年度比で約25億円増加しています。

また、保育所関連経費が一般会計に占める割合も同様に増加しています。



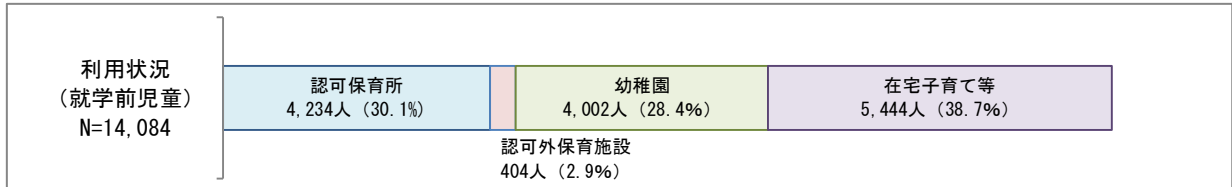
保育所関係経費：市立保育所の管理運営事業費、高倉保育所の管理運営事業費、私立保育所の運営支援事業費（運営費の支弁等）、待機児童解消事業費（待機児童解消のための施設の拡充や保育施設の整備に要する経費）、認可外保育所補助事業費（運営経費の補助及び保護者補助金）等

2 保育・子育てサービスの現状（市内の保育施設）

（１）利用状況

市内には 41 の認可保育所と本市が公費による補助を行っている認可外保育施設が 18 施設あり、就学前児童人口の約 33%にあたる約 4,600 人が保育施設を利用しています。（図表 2-2-1）

【図表 2-2-1】就学前児童の施設利用状況（平成 24 年 4 月現在）



【図表 2-2-2】保育施設の定員（平成 24 年 10 月現在）

区分	施設（事業）数	定員数	定員構成比率
認可保育所（A）	41 施設	4,336 人	90.0%
市立保育所	公設公営 公設民営	1,602 人 143 人	33.3% 3.0%
私立保育園	民設民営	2,591 人	53.8%
認可外保育施設（B）	18 施設	480 人	10.0%
認証保育所	13 施設	430 人	8.9%
府中市保育室	2 施設	35 人	0.7%
家庭的保育事業	3 か所	15 人	0.3%
計（A+B）	59 施設	4,816 人	100.0%

（２）施設の運営主体

府中市に所在する保育施設は、府中市や社会福祉法人、宗教法人、特定非営利活動法人、株式会社、個人等の多種多様な事業者により運営されています。

【図表 2-2-3】認可保育所 運営主体数（平成 24 年 10 月現在）

府中市	社会福祉法人	宗教法人	NPO 法人	株式会社	計
15	19	2	2	3	41

【図表 2-2-4】認可外保育施設 運営主体数（平成 24 年 10 月現在）

個人	株式会社	NPO 法人	計
2	12	4	18

（３）施設の分布

認可保育所の施設分布の特徴として、市立保育所は西部地域、私立保育所は東部地域に多く所在しています。

また、認可外保育施設の認証保育所は鉄道の主要駅の周辺や大規模マンション内（*）に所在しています。

* 大規模開発事業に伴う指導

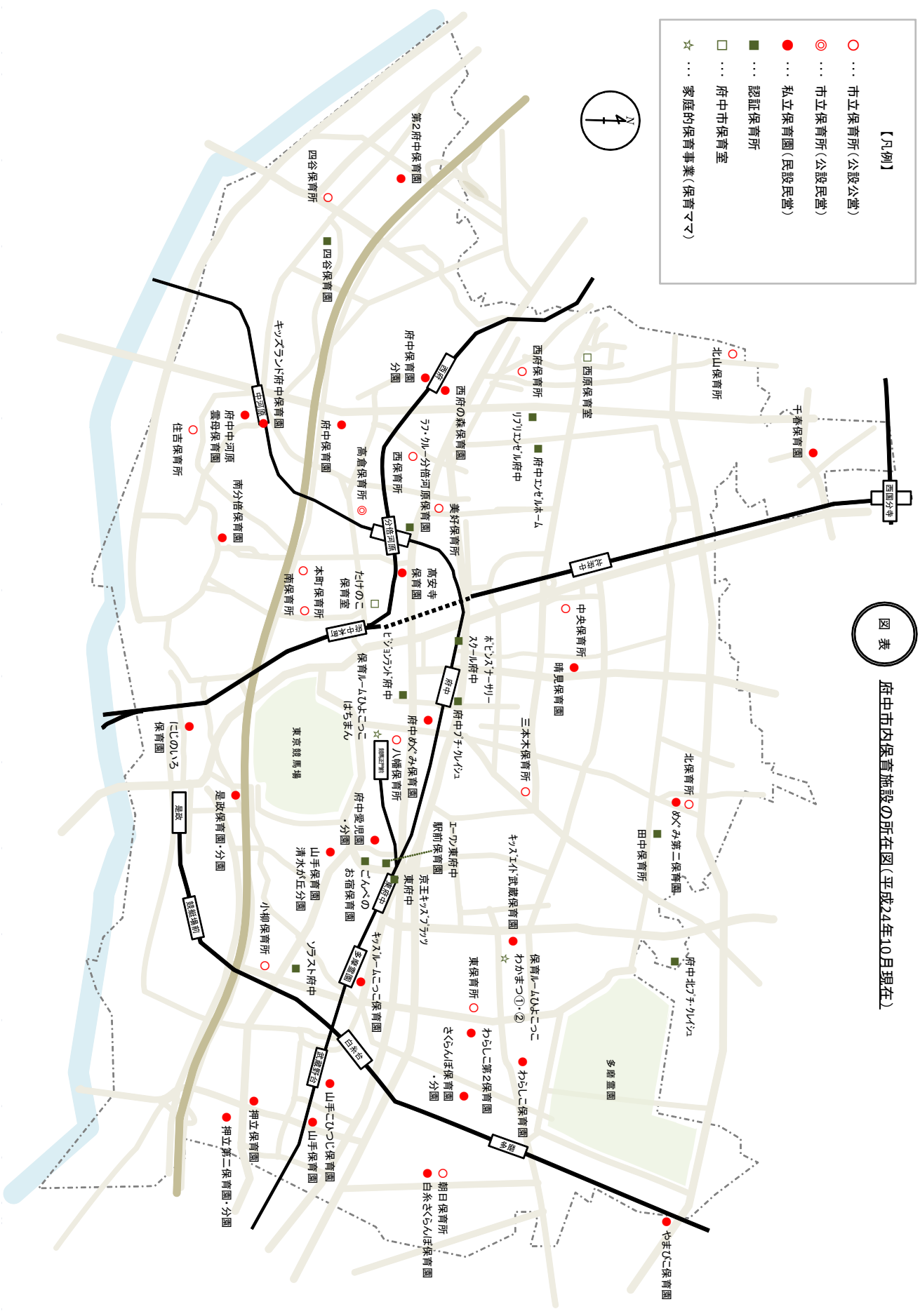
市では、大規模なマンション開発等の計画時点において、保育所待機児童数の増加を抑制するため、開発事業者に対して、保育需要に応じた保育施設の整備を要請し、急激な保育ニーズの発生を抑制するよう努めています。

【凡例】

- …… 市立保育所(公設公営)
- ◎ …… 市立保育所(公設民営)
- …… 私立保育園(民設民営)
- …… 認証保育所
- …… 府中市保育室
- ☆ …… 家庭的保育事業(保育ママ)

図表

府中市内保育施設の所在図(平成24年10月現在)



3 認可保育所における保育・子育てサービスの現状

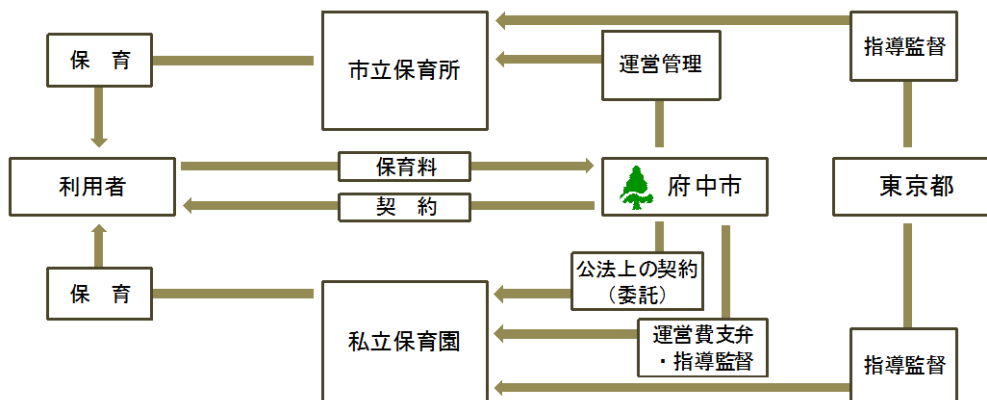
(1) 認可保育所における保育の実施者

保育施設利用者のうち約9割にあたる児童が、認可保育所に入所しています。

児童福祉法 24 条において「市町村は保育に欠ける児童について、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」と定められており、児童の保育については、市立保育所の児童のみならず私立保育園の児童についても、認可保育所における保育の実施者として市が公的な責任を負っています。

また、認可保育所による保育は、国や東京都の定める規定や保育所保育指針に基づき行われており、市立保育所と私立保育園の基本的な保育内容に差異はありません。

これらの点は、認可保育所制度の大きな特徴の一つと言えます。



(2) 認可保育所の保育料

認可保育所の保育料は市立・私立を問わず、児童の年齢や世帯の収入に応じて保育料を決定・徴収し、運営経費に充てています。府中市では、保護者の負担を軽減するため、国があらかじめ定めた保育料の約50%分を市が負担しています（下図 i）。

ただし、延長保育を始めとする特別保育に係る料金等については、各施設で料金を設定し徴収しています。

(3) 認可保育所の運営費

認可保育所の運営は、保護者の負担による保育料と国、東京都、府中市の負担金や補助金により賄われており、国基準に基づく運営費（下図 ii：A）から、保育料（B）を差し引いた残り（C）を、国が1/2、都と市がそれぞれ1/4の割合で負担しています。なお、この運営費は、保育所を運営するための事業費、人件費や保育所の管理等の経常的な経費に充てるものです。

また、下図 ii 以外に、児童処遇の向上を図るため、都と市の負担により、国基準の運営費を超える額（国基準超過負担分）を支弁しています。（下図 iii）

【図表 3-3-1】認可保育所の保育料及び運営費の仕組み

保育料	i	保護者負担 (保育料)	市負担 (保育料負担軽減)			
		国が定める保育料徴収基準額		C		
運営費 (国基準)	ii	保護者負担 (保育料分)	市負担 (保育料負担軽減分)	国負担金(運営費) C/2	都負担 C/4	市負担 C/4
		B		A-B		
		国基準に基づく運営費(国が定める保育単価に基づく運営費の額) : A				
必要な 運営費	iii	保護者負担 (保育料分)	市負担 (保育料負担軽減分)	国負担金 (運営費)	都負担 (運営費)	市負担 (運営費)

認可保育所の運営費は上記のとおり国・都・市により支弁することが原則ですが、市立保育所については、平成 16 年度以降「三位一体改革」による税源移譲とともに、国と都の負担分の大半を市で負担することとなりました。（一般財源化）

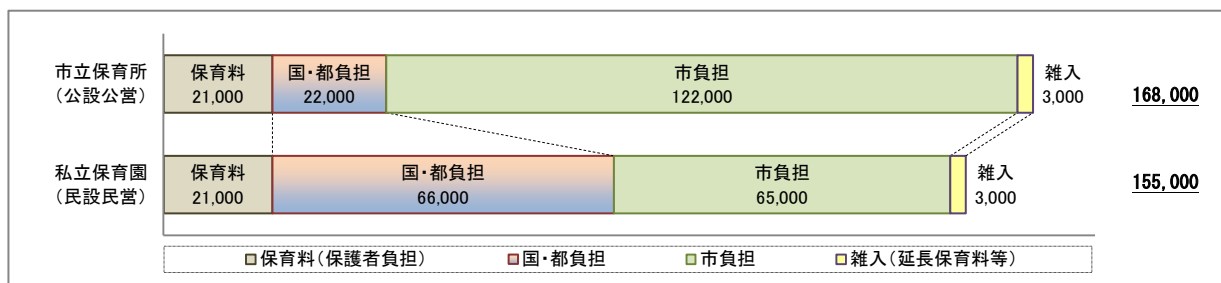
【図表 3-3-2】認可保育所の保育料及び運営費の仕組み

私立保育園 (現在)	保護者負担 (保育料分)	市負担 (保育料負担軽減分)	国負担金 (運営費分)	都負担 (運営費分)	市負担 (運営費)	都負担+市負担 (国基準超過負担分)
市立保育所 (H15年度以前)	保護者負担 (保育料分)	市負担 (保育料負担軽減分)	国負担金 (運営費分)	都負担 (運営費分)	市負担 (運営費)	都負担+市負担 (国基準超過負担分)
市立保育所 (H16年度以降)	保護者負担 (保育料分)	市負担 (保育料負担軽減分)	市負担 (一般財源化)		市負担 (運営費)	都負担+市負担 (国基準超過負担分)

このため、市立保育所と私立保育園における市負担を 100 名規模の認可保育所で試算した場合、市立保育所は私立保育園に比べ約 5,400 万円程度、市の負担が多いことになります。

【図表 3-3-3】運営費試算

(千円)



算出条件 共通：1 時間延長保育実施、平成 22 年度決算ベース（都直接補助除く）、雑入は同額・私立保育園（民設民営）：社会福祉法人、都直接補助含む
雑入：市立保育所（市の歳入）、私立保育園（運営事業者の収入）

(4) 認可保育所の整備費

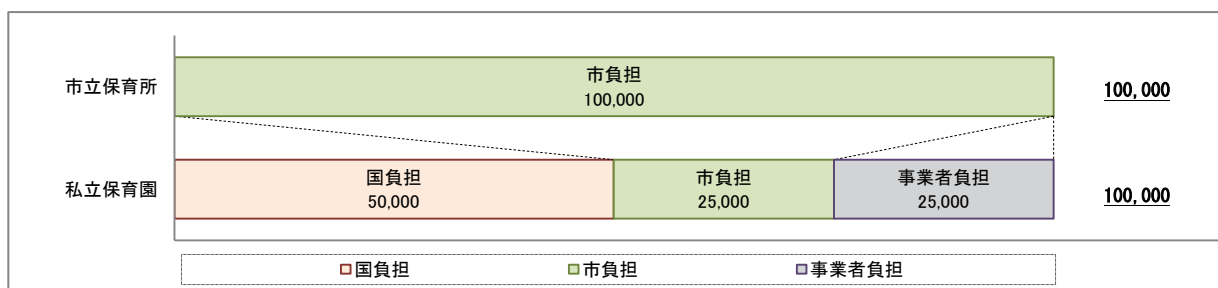
認可保育所の整備費についても運営費と同様に、市立保育所については「三位一体改革」により国・都負担が一般財源化されました。現行の整備制度による国や都の補助金は、市立保育所を除く施設を対象としており、国の補助対象となる場合の負担割合は、国が定めた基準額に対して国が 1/2、市が 1/4、事業者が 1/4 となっています。

【図表 3-4-1】施設整備（自己所有物件）に係る国及び都補助金の現状 ○：補助あり

区分	設置主体	国（安心こども基金）			東京都
		新設（創設）	増改築	大規模修繕	新設（創設）
市立保育所 (公設公営・公設民営)	府中市	—	—	—	—
私立保育園 (民設民営)	社会福祉法人・ 公益法人等	○ (社会福祉法人のみ)	○	○	—
	株式会社・NPO 法人・ 学校法人等	—	—	—	○ ※ ※付工事のみ対象

【図表 3-4-2】整備費試算

(千円)



算出条件 ※1 私立保育園（民設民営）：社会福祉法人で算出 ※2 総事業費＝対象経費で算出

(5) 認可保育所の建物設備

市立保育所は、人口が急速に増加した高度経済成長期の昭和 40 年代から昭和 50 年代の前半に、その多くが建築されているため老朽化が進んでいます。なお、築年数が 20 年以上の市立保育所は 14 施設で、今後、施設の改築や大規模な修繕が必要となります。

また、保護者アンケートでは、施設の設備に関する満足度が、私立保育園等を大きく下回っています。(36 頁参照)

【図表 3-5-1】老朽度比較

	築（改築）年	経過年数	市立保育所（16 施設）		私立保育園（31 施設）*分園含む	
			施設数	構成比	施設数	構成比
旧耐震基準	昭和 56 年以前	31 年以上	8 施設	50.0%	3 施設	9.7%
新耐震基準	昭和 57 年～ 平成 5 年	21 年以上 31 年未満	6 施設	37.5%	5 施設	16.1%
	平成 6 年～ 平成 15 年	11 年以上 20 年未満	0 施設	0.0%	5 施設	16.1%
	平成 16 年以降	10 年未満	2 施設	12.5%	18 施設	58.1%

(6) 認可保育所による保育サービスの運営主体別（公・民）の比較

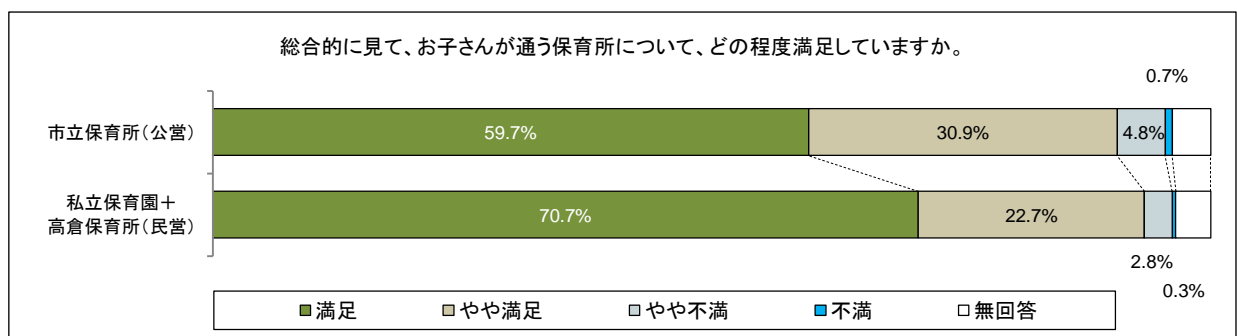
運営主体を「公営」（市立保育所：公設公営 15 施設）と「民営」（私立保育園：民設民営 25 か所及び市立保育所：公設民営 1 施設）に分類し、次のとおり比較を行いました。

ア 認可保育所における保育サービスに関する保護者アンケート

認可保育所の提供するサービスの満足度や要望等を把握するため、福祉サービス第三者評価で行われている「利用者調査」を参考に保護者アンケートを実施しました。

その結果、「満足」と「やや満足」を合わせた回答割合は、私立保育園（民営）が多くの設問において市立保育所（公営）を上回っています。

【図表 3-6-1】保護者アンケート：抜粋



イ 多様な保育サービス（特別保育事業）の実施状況

各施設では、基本となる通常保育のほか、施設の特徴を活かした運営や延長保育・一時預かり事業等の特別保育事業や子育てひろば事業を実施しています。

障害児保育を除く特別保育事業の実施状況（事業数・実施率）については、私立保育園等（民営）が市立保育所（公営）を上回る状況となっています。

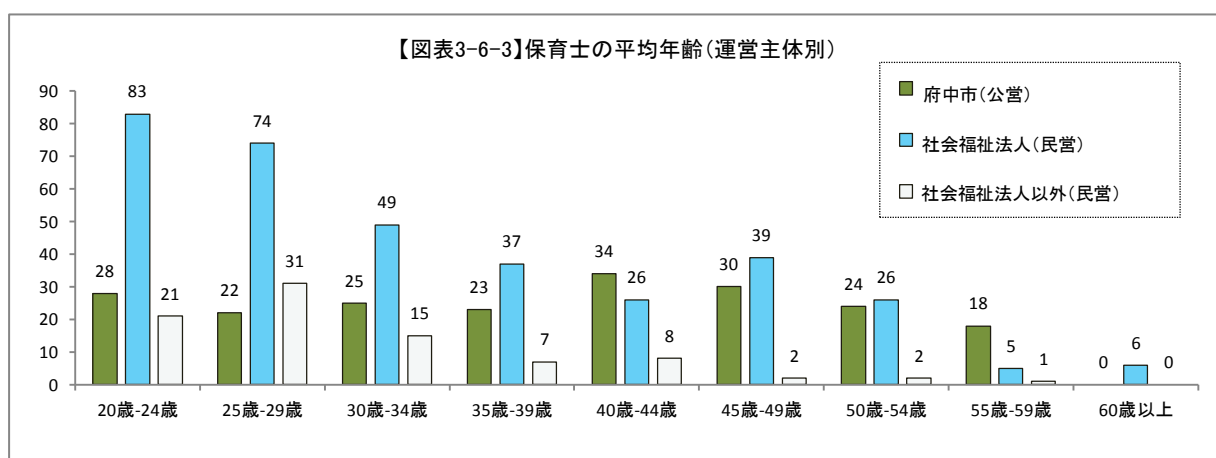
【図表 3-6-2】 特別保育事業の実施状況（平成 24 年 4 月現在）

事業名		運営主体別 (実施率)	市立保育所：公営 (実施施設数/15 施設)	私立保育園等：民営 (実施施設数/26 施設)	合計 (実施施設数/41 施設)
延長保育	1 時間		12 施設 (80%)	16 施設 (61%)	28 施設 (68%)
	2 時間 (長時間)		3 施設 (20%)	8 施設 (31%)	11 施設 (27%)
	4 時間 (長時間)		—	2 施設 (8%)	2 施設 (5%)
障害児保育	実施施設数		14 施設 (93%)	15 施設 (57%)	29 施設 (71%)
	受入児童数		33 人	41 人	75 人
休日保育			—	2 施設 (8%)	2 施設 (5%)
年末保育			4 施設 (26%)	9 施設 (34%)	13 施設 (32%)
病児・病後児保育			—	1 施設 (3%)	1 施設 (2%)
	体調不良児対応型		—	4 施設 (15%)	4 施設 (10%)
一時預かり・特定保育			—	13 施設 (50%)	13 施設 (32%)

ウ 職員の平均年齢

平成 24 年 9 月現在、保育士の平均年齢は、市立保育所（公営：府中市）が最も高くなり、年齢区分ごとの職員構成も均一になっています。

一方、民営の私立保育園等に従事する保育士の平均年齢は、市立保育所に比べて約 6～9 歳低くなっていますが、近年、新規開設した私立保育園が、「新卒者」の採用を進めていることが一つの要因として考えられます。



運営主体別	府中市	社会福祉法人	NPO 法人・株式会社・宗教法人
平均年齢	39.1 歳	33.9 歳	30.2 歳

※平成 24 年 9 月現在、施設長を除く。

4 地域における子育て支援の現状

核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化するなか、子育てに関する不安や負担の解消を図るために、相談体制や親と子どもの交流を促す機会の充実が必要です。

現在、子育て支援の中核機能を持つ「子ども家庭支援センター（たち・しらとり）」が行う、各種支援を中心に、身近な地域においても、多様な主体により「子育てひろば事業」が展開されています。

(1) 子育てひろば事業

地域においては、現在、子育て家庭の交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供等を取組の柱とした「子育てひろば事業」を全市的に展開しており、私立保育園の新設時や自主活動団体への助成を行うことで事業の拡大を進めています。

ア 市の直営事業（子育てひろばポップコーン等）

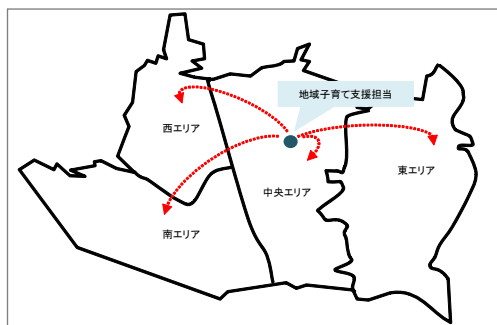
平成 14 年度から、市立保育所の職員による「子育て支援事業」を開始しています。当初は、市立保育所の保育士が兼任して事業運営を行っていましたが、平成 19 年度からは、地域子育て支援専任の保育士を配置しました。

平成 25 年 3 月現在、市内を 4 つのエリアに区分し、各エリアに 1 名の担当職員を配置することで、市立保育所や文化センター等において、市民ボランティアのほか子ども家庭支援センターや保健センター等の関係機関と連携・協力しながら「子育てひろばポップコーン」等の事業を実施しています。（図表 4-1-1）

イ 委託事業等（子育てひろば事業）

平成 8 年度から、在宅子育て家庭の交流や子育てに関する相談・助言等を行う「子育てひろば事業」を、私立保育園や子ども家庭支援センター、商店街の空き店舗、地域の公会堂等において、社会福祉法人や NPO 法人、自主活動団体等の多様な主体に委託や助成を実施することにより展開されています。（図表 4-1-2）

【図表 4-1-1】直営事業エリア区分



※平成 24 年 3 月現在

【図表 4-1-2】委託事業の種類（平成 24 年 10 月現在）

国類型	都類型	実施日数	実施数
—	A 型	相談：週 5 日以上、 ひろば：週 3 日～月 1 日	9 か所
センター型	B 型	相談・ひろば：週 5 日以上、 1 日 5 時間以上	1 か所
ひろば型	C 型	相談・ひろば：週 3 日以上、 1 日 5 時間以上	2 か所

※市独自事業を除く。

(2) 保育所で実施している子育て支援関連事業

児童福祉法（*）及び保育所保育指針により、身近な児童福祉施設である「認可保育所」は、在宅子育て支援に努めることとされています。

現在、各保育施設では、「子育てひろば事業」のほか「育児相談」、「園庭開放」等、施設や地域の特性を活かした支援に取り組んでいます。

* 第 48 条の 3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

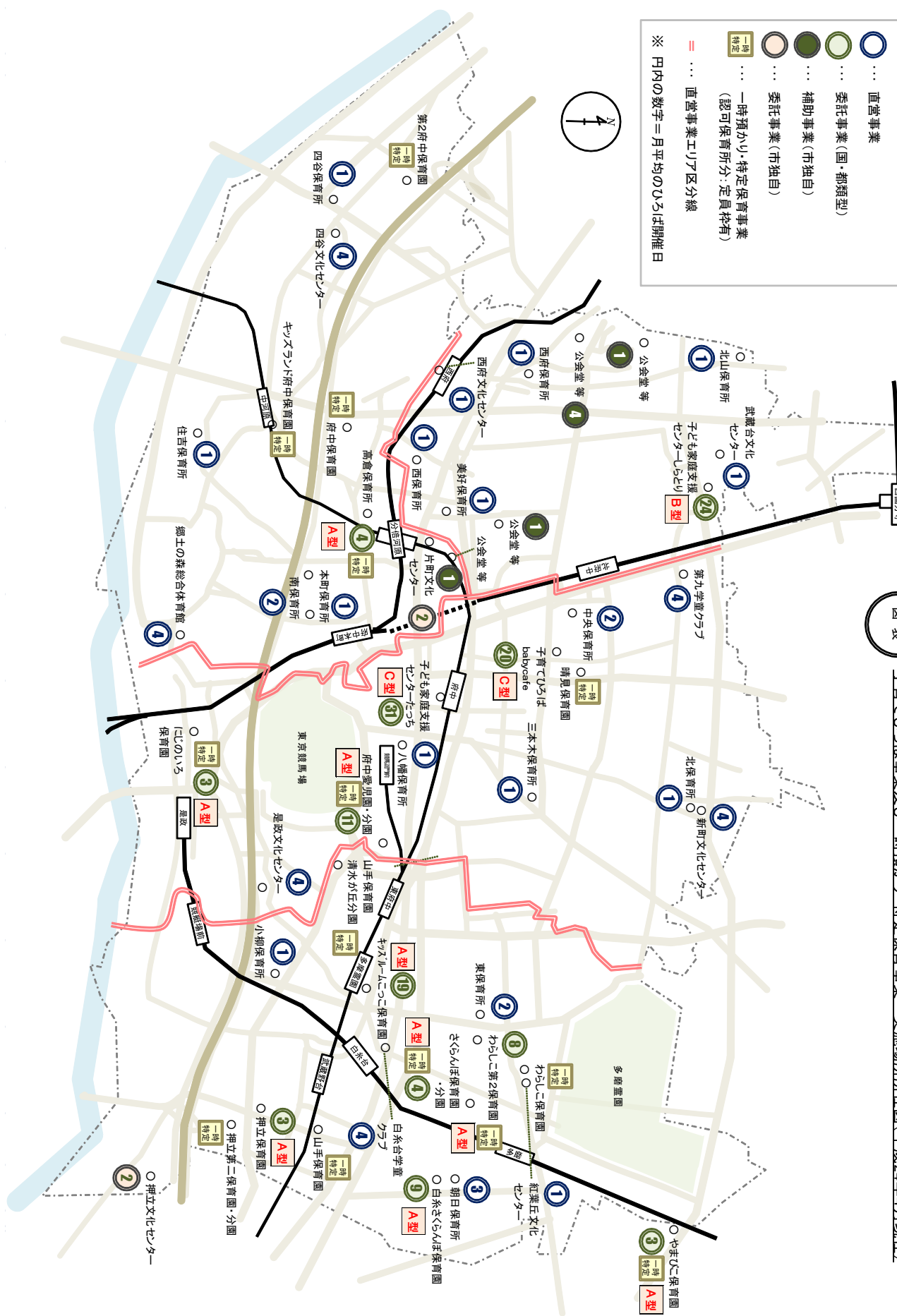
2 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

【凡例】

- … 直営事業
 - … 委託事業(国・都類型)
 - … 補助事業(市独自)
 - … 委託事業(市独自)
 - … 一時預かり・特定保育事業(認可保育所分:定員枠有)
 - … 直営事業エリア区分線
- ※ 円内の数字=月平均のひろは開催日

図表

子育てひろば事業及び一時預かり・特定保育事業 実施場所所在図(平成24年4月現在)

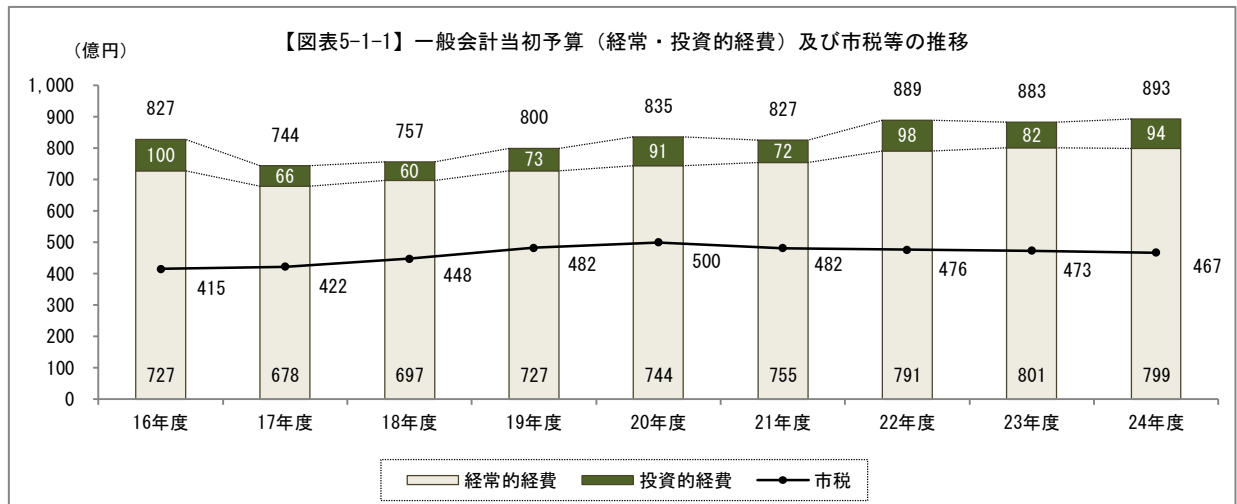


5 財政の状況と見通し

(1) 予算の推移

景気低迷が長引き、歳入の根幹である市税が減少する中、市民の新たな要望に応えるため、福祉、教育、環境など、様々な施策を実施してきた結果、歳出は増加を続けています。

歳出の内訳を道路や公共施設を整備するための費用である「投資的経費」と保育所、学校などの運営や補助金の給付などの「経常的経費」に分類し、市税の推移と併せて見ると、平成 20 年度以降、市税収入が減少する中で経常的経費の増加が目立っています。



(2) 財政課題への取組（行財政改革推進プラン）

ア 効果的・効率的な行政運営の推進

本市では、現状の厳しい財政状況を踏まえ、将来を見据えた持続可能で健全な行財政運営を確立するため、「府中市行財政改革推進プラン」を定め、事務事業の見直しや職員の定員管理、給与の適正化等に努めることで、行財政運営の効率化の取組を進めています。

市立保育所については、文化センター、生涯学習センター及び市立幼稚園等とともに、「効果的・効率的な行政運営の推進」（取組6）による「民間活力の積極的な活用」の項で、今後の取組の方向性を次のとおり定めることとしています。

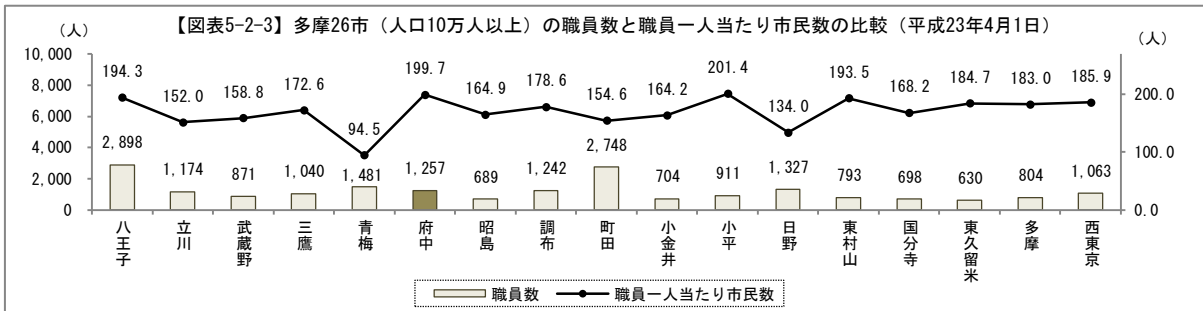
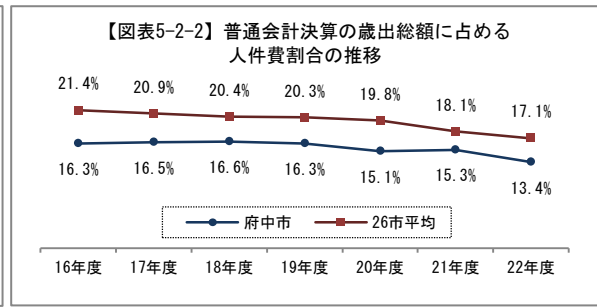
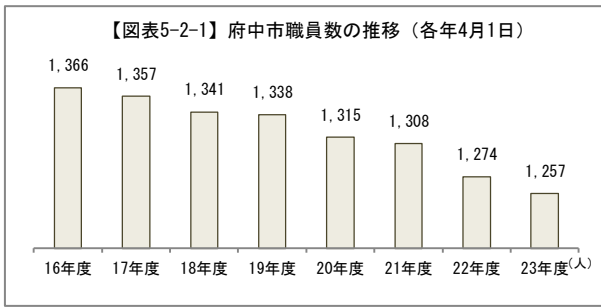
【図表 2-5-2】行財政改革推進プラン（抜粋）：市立保育所

取組内容	施設の老朽化や保育需要等の動向を踏まえ、今後の保育所のあり方を検討するとともに、より効果的かつ効率的な管理運営を目指し、外部委託等の導入に向けた検討を行い、平成 25 年度までに方向性を決定します。
------	---

イ 職員定員管理及び給与の適正化の取組

職員数の適正化については、「行財政改革推進プラン」の策定以前から積極的に取り組んできましたが、策定後は職員定員数の適正化の動きを更に加速させ、平成 23 年 4 月 1 日における職員 1 人当たりの市民数（199.7 人）は、多摩 26 市の中で 2 番目に多い状況になっています。

また、平成 22 年度普通会計決算の歳出総額に占める人件費割合（13.4%）についても、多摩 26 市の中で 2 番目に低い数値であり、厳しい財政状況の中、市民サービスを維持するため、人件費の抑制と職員数の適正化に努めています。



(3) 今後の財政見通し

歳出では、老朽化した多くの公共施設の改修等や高齢者や生活困窮者等に対する支援に要する経費である扶助費が引き続き上昇し、全体的な歳出額の増加傾向が続くことが予想されます。

その一方で歳入は、依然として景気の先行きが不透明な状況であることから、市税等の自主財源の増収が見込めない状況です。

今後、財源補填のために「基金の取崩し」と「市債の借入れ」を最大限に活用してもなお、財源不足が見込まれるため、歳入では新たな財源の確保や受益者負担の適正化、歳出では事業の廃止を含めた事務事業の見直しや人件費の抑制、職員数の適正化等により、歳出・歳入両側面からの行財政改革を進める必要があります。

その上で、なお不足する財源については、基金により補填せざるを得ない状況ですが、財源補填を継続していくことにより、近い将来に基金が枯渇するリスクがあります。

【図表5-3-1】今後の財政見通し[普通会計]（資料：第6次府中市総合計画）

（億円）

区分	25年度 (当初予算)	26年度	27年度	28年度	29年度
歳入					
A+B+C+D+E	943	922	914	907	917
市税：A	470	470	466	469	471
国庫・都支出金：B	263	262	266	261	231
基金繰入金（うち財源補填額）：C	72(16)	49(27)	42(21)	27(18)	45(22)
市債：D	33	26	11	12	31
その他：E	105	115	129	138	139
歳出					
F+G+H	943	922	914	907	917
経常的経費：F	419	421	428	432	438
人件費	122	118	119	117	115
扶助費	248	255	263	271	279
公債費	49	48	46	44	44
その他 経常的経費：G	357	370	371	377	387
投資的経費：H	167	131	115	98	92
年度末基金残高	273	227	188	158	116
年度末市債残高	437	421	392	365	357

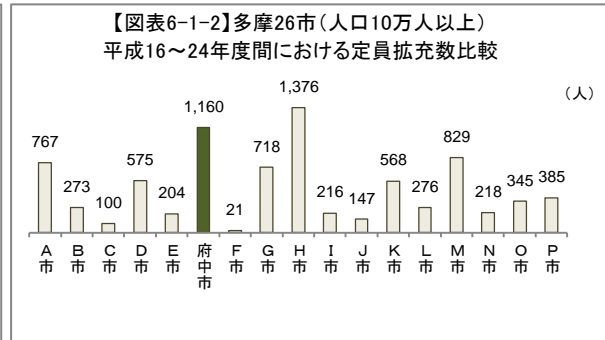
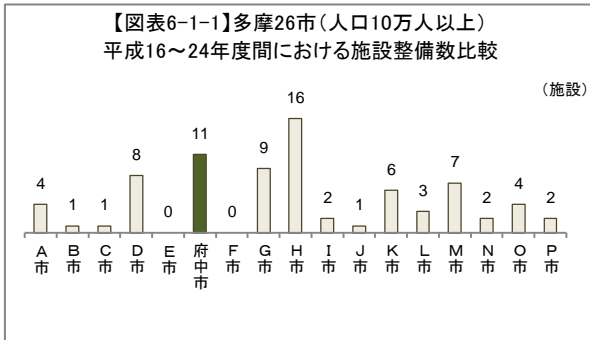


6 現状における主要課題

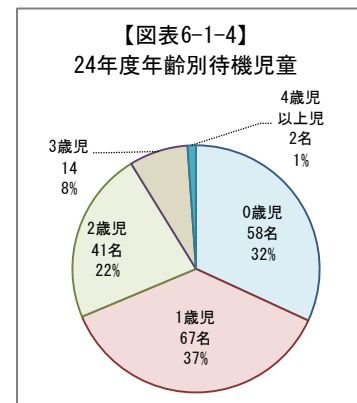
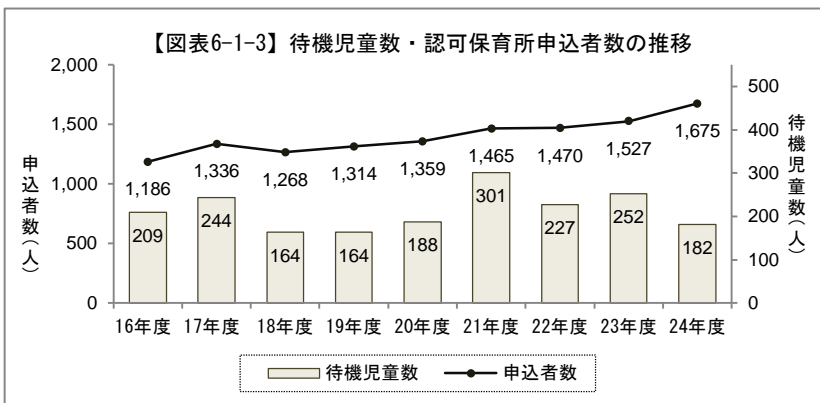
(1) 保育サービスの充実にに向けた課題

ア 待機児童の解消

平成16年度以降、待機児童の解消を目指し、大規模な認可保育所等の整備を積極的に進め、平成24年4月までに1,160名を超える定員拡充が実現しました。この整備・定員拡充規模は、近隣自治体と比較しても大規模な取組となっています。



しかし、この間において申込者数が大幅に増加しており、待機児童数は平成21年度から減少傾向にはあるものの、待機児童解消には至っていません。なお、平成24年4月の待機児童数は182名で、そのうちの約90%が3歳未満児となっています。



今後も引き続き、待機児童の解消に取り組む必要がありますが、少子化の進展や厳しい財政状況等を鑑みると、これまでの取組の中心的な手法であった認可保育所等の大規模な施設整備を進めていくことは極めて困難な状況です。

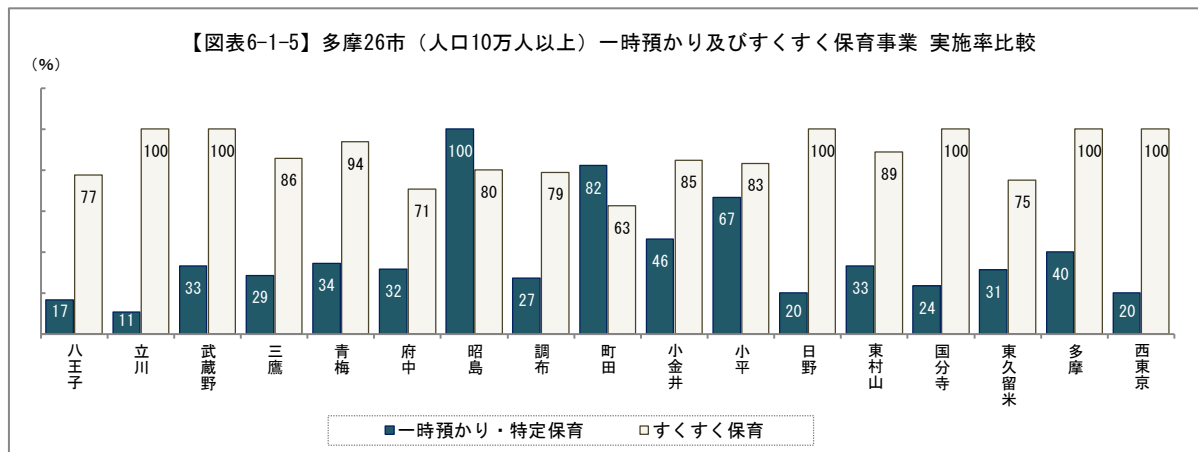
今後は、増加する保育ニーズに対して適切な対応を図りながらも、中・長期的な視点を持ち、将来的な環境変化を考慮した、新たな対応策の確立が求められています。

イ 多様な保育サービスへの対応

核家族化や就労形態の変化等による保育ニーズの多様化に対応するため、これまで本市では、2時間以上の延長保育や一時預かり・特定保育、トワイライトステイ事業などの多様な保育サービスの拡充を私立保育園等の保育施設の整備に併せて進めてきました。

しかし、市民の期待が大きい事業（病児・病後児保育、一時預かり・特定保育事業等（市民意向調査35頁参照））や他市と比較して実施率の低い事業（すくすく保育、一時預かり・特定保育事業等）については、今後も供給体制を整え、より身近な場所でサービスが利用できるような環境づくりに取り組む必要があります。

なかでも、全ての子育て家庭が必要度に応じて利用できるサービスである「一時預かり・特定保育」については、市で独自の利用者負担軽減制度を設けており、待機児童の解消及び地域における子育て支援の観点からも実施率を高める必要があります。



ウ 保育サービスの質の向上

保育サービスの量的拡充のみならず、保育サービスの質の向上への取組も重要です。

近年、待機児童の解消に向けた取組を進めるなかで、多くの保育施設を整備しており、事業規模や施設形態も多様化しています。

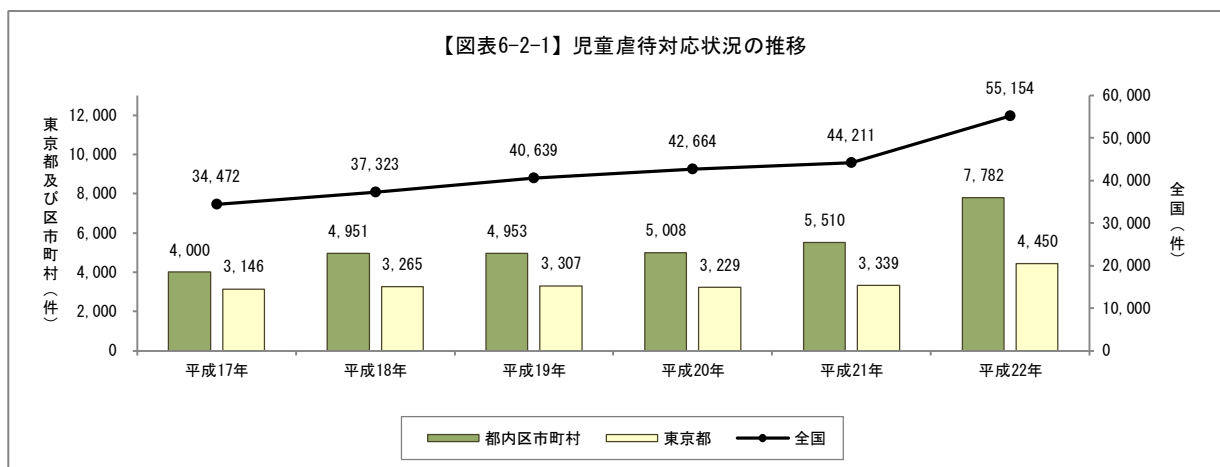
また、国において「子ども・子育て支援新制度」による認定こども園制度の拡充や小規模保育所等の制度設計が進められており、今後もサービス提供主体や施設形態等が多様化していくことが予想されます。

こうしたなかでも、安心して市内全ての保育施設を利用できる環境を整備するため、保育サービスの質や水準を確保し、更には向上させる取組を進める必要があります。

(2) 地域における子育て支援の充実に向けた課題

核家族化の進行や近隣関係の希薄化に伴い、家庭の養育機能や地域の子育て機能の低下が指摘されています。なお、平成23年度中に、子ども家庭支援センターに寄せられた相談件数は延787件あり、その約5割が「養育困難」・「児童虐待」に関する内容となっています。

また、児童相談所等による児童虐待対応件数も全国的に増加傾向にあります。



こうした現状と子育て家庭を取り巻く環境変化を踏まえ、子育ての不安や負担の解消を図るため、子育てひろば等の支援事業を展開していますが、現状の子育て支援については更なる充実を期待する声があり（34 頁参照）、地域間で実施体制や支援体制に差異が生じている状況もあります。（14 頁参照）

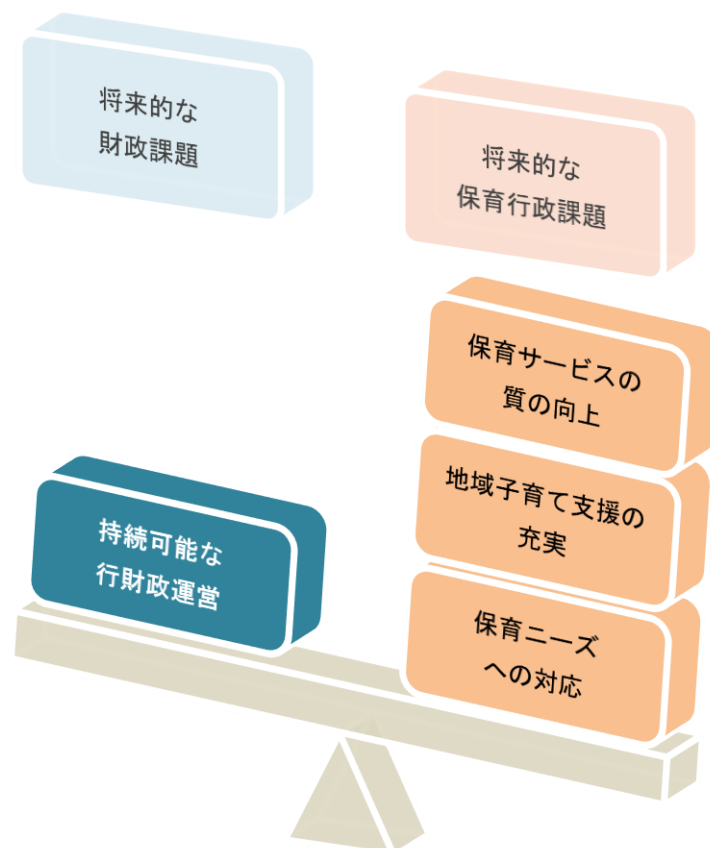
このことから、地域子育て支援の「質」と「量」の両面において充実を図り、誰もが安心して子育てを行える環境づくりを進める必要があります。

（3）持続可能な行財政運営に関する課題

今後、「社会保障と税の一体改革」による消費税率の引上げが実施された場合においても、少子高齢化を背景に、高齢者福祉に関する経費や経済状況の悪化による生活困窮者への支援等に要する経費の増加額が、歳入の増加額を上回っていくことが予想されます。

また、本市が所有する市立保育所を含めた公共施設数は、同規模の自治体と比較しても多いため、今後の老朽化への対応を含めた建て替えや維持更新に係る経費の増加が懸念されます。

厳しい財政状況と、その見通しのなかにあっても、現状の保育・子育てサービスの「質」と「量」を維持し、保育行政を取り巻く課題を乗り越え続けていくための方策を早急に確立する必要があります。



子育て家庭を取り巻く環境変化を始めとする社会情勢の変化や厳しい財政状況のなかでも、本市における子育て支援に関する取組の前進と児童福祉基盤の発展を図るため、次のとおり基本方針を定めることとします。

1 視点

次の視点により基本方針を定めます。

(1) 全ての子どもの幸せを基本に考えた子育て支援

子どもは、次世代の担い手であり、子どもの頃の豊かな経験や深く愛される体験が、意欲的で思慮深い市民になりゆくことを保障します。全ての子どもの幸せを基本に考え、生き生きと健やかに育つ環境づくりに取り組むとともに、親が親として育ち、安心して子育てができるように支援を行います。

(2) 地域の絆と協働による子育て支援

少子化や核家族化の進行により、住民同士のつながりが希薄化するなか、公・民の協働により地域全体で子どもの「育て」と「育ち」を支え、見守り、地域の絆で結ばれた安らぎのある子育て環境づくりに取り組みます。

2 基本方針（今後の取組の方向性）

現状の主要課題を踏まえ、次の方向性によって必要な取組を進めていきます。

(1) 待機児童の解消

子育て家庭に必要な保育サービスを提供するため、将来的な就学前児童人口と地域のニーズ量を踏まえ、既存施設の有効活用等のソフト面の手法と施設の整備等によるハード面の手法により、保育サービス量の拡充に取り組みます。

(2) 多様な保育サービスの提供

入所児童のみならず、在宅子育て家庭への支援も視野に入れ、一時預かり、休日保育、延長保育等の既存のサービスメニューとともに、時代の要請に即応する多様な保育サービスの提供に取り組みます。

(3) 保育サービスの質の向上

サービス提供主体やサービスメニューの違いにかかわらず、誰もが、どこでも安心して保育サービスを利用できるようにするため、市内の保育サービスの質の向上と利用者支援に取り組みます。

(4) 地域における子育て支援の充実

地域の全ての子育て家庭に対する子育て支援の拠点として、一部の市立保育所の機能拡張等により、子育て支援の「質」と「量」の充実を図り、府中市全体の子育て支援体制の強化に取り組みます。

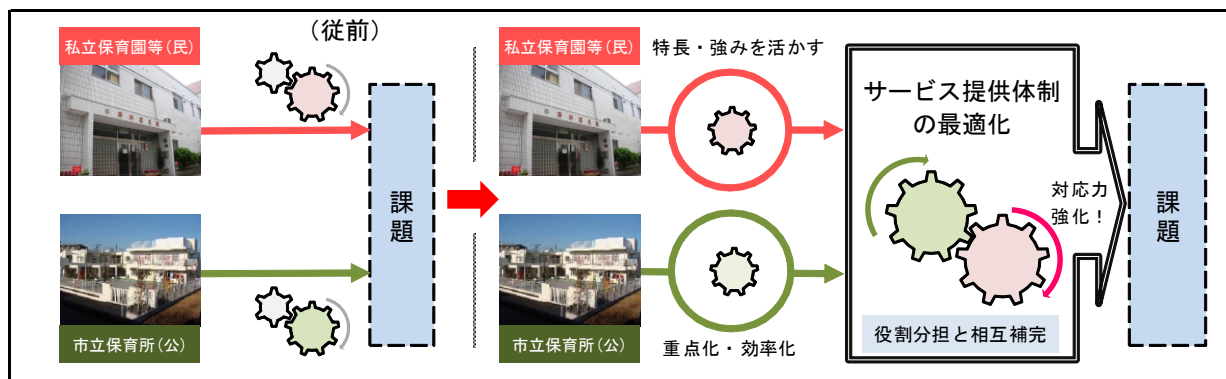
(5) 資源の有効活用と効果的・効率的な事業展開

限られた財源のなかで、地域の人材等の資源を最大限に活用するとともに、効果的かつ効率的な事業展開を進めることにより、子育て環境の更なる発展に取り組みます。

1 保育・子育てサービス提供体制の再構築

現下の厳しい財政状況や市民ニーズが多様化し増加していくなかで、これまで以上に効果的かつ効率的な施策展開が求められています。

今後は保育施設の運営主体である府中市（公）と民間事業者（民）が持つ「特長」に着目し、この特長を最大限に活用し得る「選択」と「集中」によるサービス提供体制の再構築に取り組み、市民ニーズへの対応強化を図ります。



(1) 各運営主体の特長

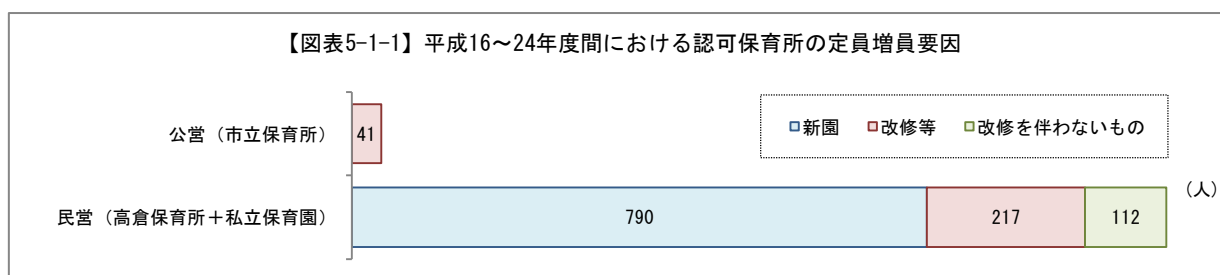
保育施設には、保育を必要とする子どもに対する養護と教育の一体的な提供を行う通常保育に加え、多様な保育サービスの提供や在宅子育て支援、児童虐待への対応等の多岐にわたる役割が求められており、各保育施設においては特性やノウハウを活かした取組を進めているところです。

運営主体の組織体制や運営に係る財源等の相違があるなかで、各運営主体による現状の取組を分析すると、次のような特長が見られます。

■運営主体別の特長

運営主体	民間事業者：民（私立保育園等）	府中市：公（市立保育所）
特長	多様化し変化する利用者のニーズに対して迅速かつ柔軟に対応しており、アレルギー児対応や長時間保育等の特別保育事業は、市立保育所に先駆けて実施し、実施率も高くなっています。 また、待機児童解消に向けて、積極的に定員拡大に取り組んでおり、保育サービス量やサービスメニューの拡充主体となっています。(図表5-1-1 参照)	行政機関の一翼として府中市の標準的な保育水準を担保するとともに、子ども家庭支援センターや保健センター等の関係機関との連携利点を活かし、情報や課題の共有化に取り組んでいます。 また、職員の組織力を活かし、地域の状況、子育て家庭に関する情報確保に努めており、保育・子育ての施策の展開に活かしています。
ポイント	○利用者ニーズに対する敏感性 ○運営面における柔軟性や迅速性 ○特別保育事業の高い実施率と積極性 など	○人事異動・合同研修による保育水準の平準化 ○保育施設や関係機関との連携 ○地域の特性に関する情報確保の利便性 など

【図表5-1-1】平成16～24年度間における認可保育所の定員増員要因



(2) 今後の役割と重点強化すべき機能・取組

運営主体の特長を踏まえ、各主体における「今後の役割」と「重点強化すべき機能・取組」を次のとおり定め、相互補完的な連携の下、一体的かつ効果的に子育て支援や保育サービスの提供を行うこととします。

■今後の役割と重点強化すべき機能・取組（運営主体別）

	民間事業者：民（私立保育園等）	府中市：公（市立保育所）
今後の役割	<p>地域的な保育・子育てサービスの拡充主体</p> <hr/> <p>地域における保育・子育てサービスの活性化の担い手として、保育水準の維持・向上を図りながら、次の方向性により取組を進めることとします。</p>	<p>全市的・包括的な保育・子育てサービスの拡充主体</p> <hr/> <p>全ての職員が公務員としての使命を自覚し、全市的・包括的な視点により府中市の児童福祉基盤の強化を図るため、次の方向性により取組を進めることとします。</p>
重点強化すべき機能・取組	<p>①待機児童への対応</p> <p>保育所を必要とする子育て家庭に必要な保育サービスを提供するため、市と協働して待機児童解消に向けた取組を進める。</p>	<p>①ネットワーク構築と子育て支援機能の強化</p> <p>地域資源のネットワークを構築し、連携調整を行うとともに、地域に開かれた子育て支援の中核施設として総合的な子育て相談や世代間交流等に取り組む。</p>
	<p>②多様な保育ニーズへの対応</p> <p>仕事と家庭の両立できる環境整備等を目指し、児童への影響を十分配慮した上、一時預かり、病児・病後児保育（体調不良児対応型）、延長保育等の多様な保育サービスの拡充を図る。</p>	<p>②児童福祉のセーフティネット機能強化</p> <p>既存の地域資源や制度で対応できない児童や障害児及び要保護児童への対応を強化するとともに、災害・緊急時等の対応強化に取り組む。</p>
	<p>③地域子育て支援における保育所機能の充実</p> <p>全ての施設において、蓄積された保育に関するノウハウを生かし、地域の在宅子育て家庭に積極的な支援を行うとともに、地域に根ざした保育所運営に取り組む。</p>	<p>③保育の質の向上や地域内施設への支援強化</p> <p>府中市の保育の指標となるガイドライン、マニュアルの作成や保育・子育て支援に関わる人材の発掘や育成を図るための仕組みづくりに取り組み、認可外保育施設も含めた運営支援の強化に取り組む。</p>
	<p>④特色豊かな保育環境の充実</p> <p>保育の基本原則を踏まえた上で、地域の実情に応じた、創意工夫を図った特色豊かな保育環境の提供に取り組み、地域資源との連携・協力と保育内容の充実や保育の質・専門性の向上に取り組む。</p>	<p>④先駆的事業の研究・実践の取組強化</p> <p>組織力を活かし、市民ニーズの把握に努め、時代の要請に応じた先駆的事業や教育、保育等の総合的な提供等の研究・実践に向けた取り組み。</p>

2 基礎的エリア区分による子育て支援の充実

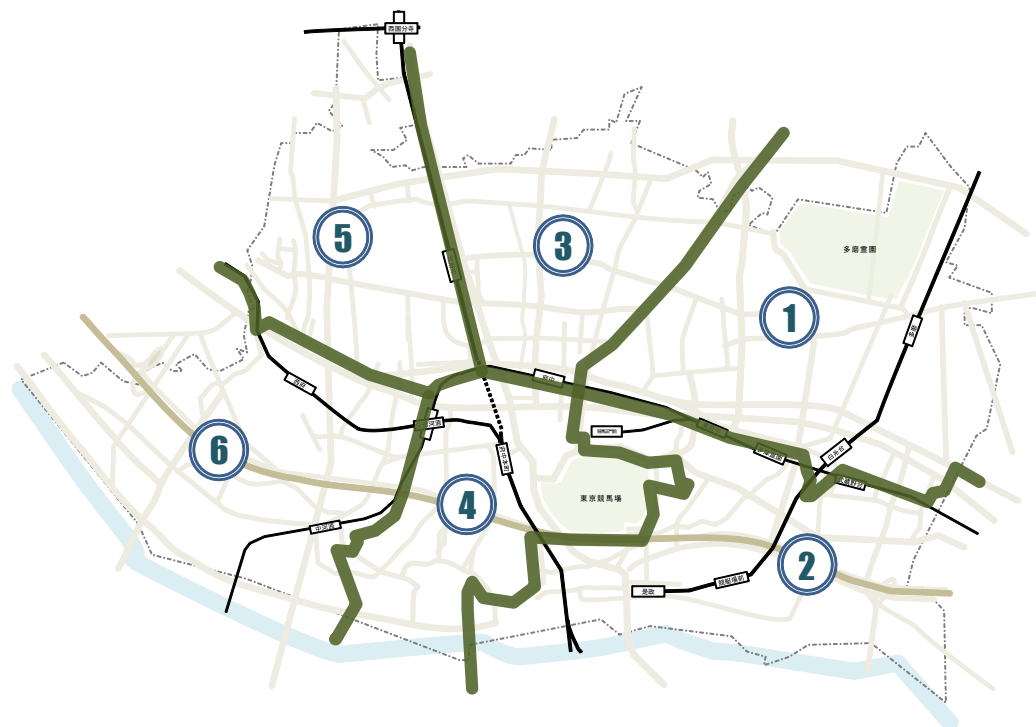
今後、地域社会を重視した保育・子育て支援施策や地域の絆の醸成に向けた取組を進めるため、地域の実状や特性等を十分に考慮するとともに、地域性や地域間のバランスに配慮した施策展開を図る必要があります。

このことから、保育施設の配置を始めとする各種施策や調査等を進めるための保育行政上のエリア区分を次のとおり行います。

(1) 保育行政上の基礎的エリア

福祉関連の各種計画を包括する「府中市福祉計画」に定める「6つの福祉エリア」を、今後の保育行政上の基礎的エリアとして位置付けます。

■福祉エリア（府中市福祉計画）



(2) 基礎的エリアによる充実

ア 地域における子育て支援

今後、6つのエリアにおいて、地域内の保育施設や子育て支援に関わる人材や機関等の資源との連携を図ります。

また、6つのエリア間においてサービス量に偏りが生じないように配慮し、市の直営事業（13頁参照）を始めとする子育て支援の取組を強化します。

イ 認可保育所定員の最適化

市立保育所を始めとする一部の認可保育所の高年齢児童の定員枠については、恒常的に空き定員が生じていることから、定員の見直しや機能拡充等の検討を進める必要があります。

今後も引き続き、ニーズを捉えた施設定員の適正化に努めますが、単一の施設内での取組だけでは限界があるため、エリア内の施設等の定員数（供給量）、待機児童数及び就学前児童数等（需要量）を踏まえ、エリア内及びエリア間での定員調整を検討することにより、認可保育所定員の最適化を進めます。

3 市立保育所の重点集約化

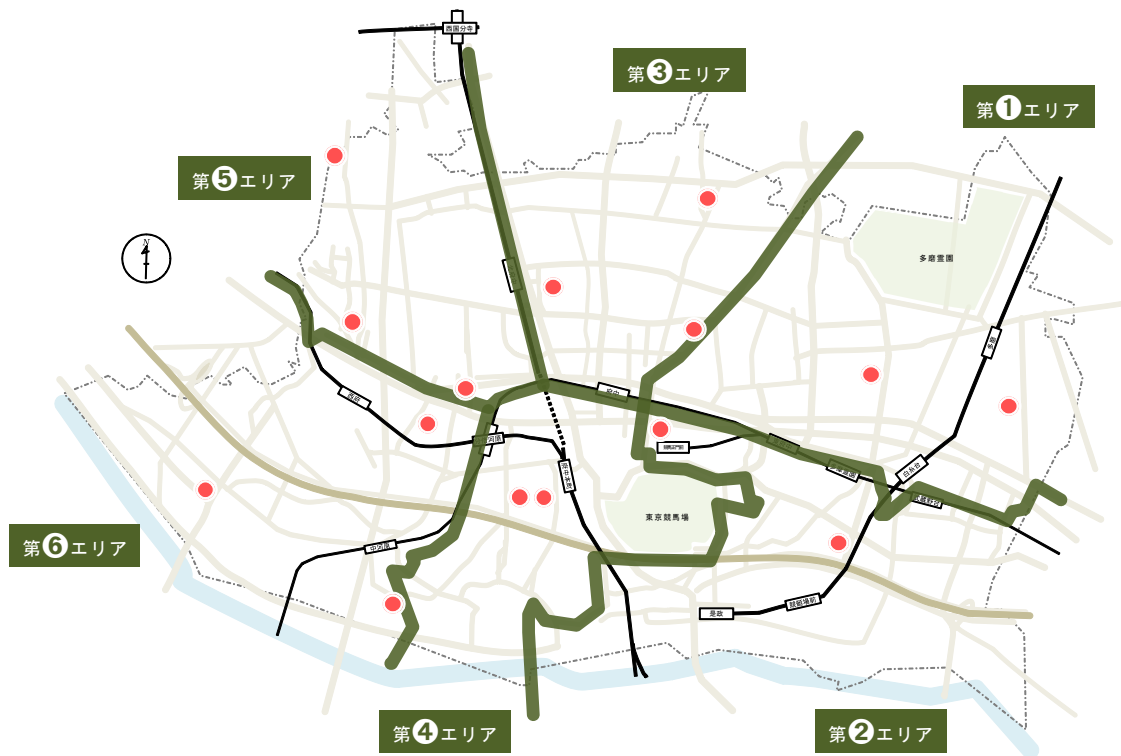
本方針で定める市立保育所の「今後の役割と重点強化すべき機能・取組」（22 頁参照）に向けた機能拡充を、現状の市立保育所における人的体制を維持したままで進めていくことは困難です。

このことから、市立保育所に従事する人材を重点集約化することにより、原動力となる人材等の資源を確保し、機能拡充に向けた取組を進めます。

(1) 基礎的エリアを踏まえた市立保育所の重点集約化

地域の子育て支援の中核施設としての役割を担う市立保育所を各エリアにおいて、1か所選定し、重点集約化による機能拡充を行います。

■福祉エリア（府中市福祉計画）



第1エリア	第2エリア	第3エリア	第4エリア	第5エリア	第6エリア
・東保育所	・小柳保育所	・北保育所	・南保育所	・北山保育所	・西保育所
・朝日保育所	・八幡保育所	・中央保育所	・本町保育所	・西府保育所	・住吉保育所
		・三本木保育所		・美好保育所	・四谷保育所

(2) 重点化集約化施設の選定と今後の位置付け

対象施設の選定に当たっては、次の視点と優位性に基づき総合的に判断し、エリア内の子育て支援の中核となる「基幹保育所」として位置付ける市立保育所を別に選定します。

なお、選定に当たっては、効果的かつ効率的に地域内の子育て支援事業（アウトリーチ等）を展開するため、施設所在の視点を重視することとします。

■選定上の視点と優位性

視点	優位性
施設老朽度	新・改築から年数が経過していないこと（府中市公共施設マネジメント白書（平成23年3月策定）に基づく老朽化状況に対する評価指標に準拠）
施設規模	年度当初の入所児童数（出産予定申込みによる入所予定児童を含む。）が多いこと
施設所有関係	建物の所有者が府中市であること
施設所在	エリアの中心部に位置していること（該当施設がない又は複数ある場合、類似取組施設である「府中市子ども家庭支援センター」（たち）から遠距離にあること）

（3）基幹保育所の役割

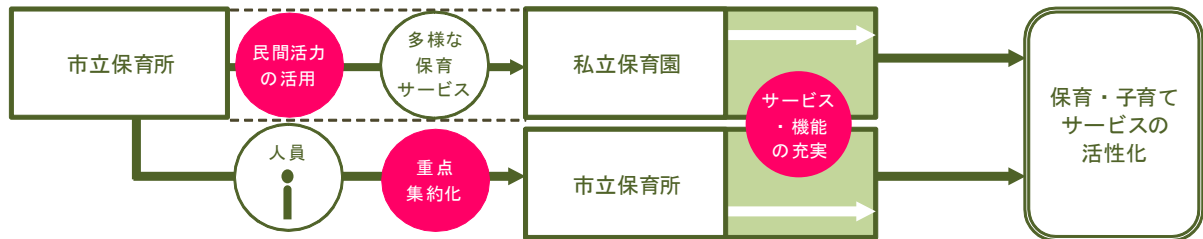
今後、市立保育所の職員は、自らの意識改革と必要とされる職務における専門性の向上に努め、次のとおり機能強化及び具体的な取組を進めます。

■強化すべき機能と具体的な取組の方向性

	機能	取組の方向性
1	ネットワーク構築・地域子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源ネットワーク「すまいるねっと-Fuchu（仮称）」の構築 ○ 子育て支援機能強化：既存事業の拡充、地域へのアウトリーチの展開等 ○ 地域資源の活性化：地域子育てサークル支援、ボランティア育成等 ○ 総合的な育児相談・情報提供：子育てコンシェルジュ等
2	児童福祉のセーフティネット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児及び要保護児童への積極的な取組 ○ 災害・緊急時等の対応強化：応急保育の検討、エリア内施設用の備蓄品確保等
3	保育の質の向上・地域内施設への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育ガイドライン「府中の保育（仮称）」の作成 ○ 評価システムの構築 ○ 地域内保育施設の支援：保育アドバイザーの巡回、エリア内の保育施設へ園庭等の開放、マニュアルの提供等
4	先駆的事業の研究・実践	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育、保育等の総合的な提供の研究・実践等

4 民間活力の積極的な活用

市立保育所の重点集約化に併せて、一部の市立保育所に民間活力の導入等を実施し、民間事業者の機動性と柔軟性を活かすことにより、市立保育所では現状において応えきれていない保育ニーズへの対応強化に取り組むとともに、保育所の管理運営の効率化により生まれる財源や人材等の資源を活用し、府中市全体の保育・子育てサービスの活性化を図ります。



(1) 民間活力の導入と市の考え方

ア 民間活力の導入と市の考え方

これまで、民間事業者が運営する私立保育園等は、待機児童の解消や多様な保育ニーズへの対応に積極的に取り組んでおり、府中市の児童福祉の向上に寄与してきました。

このことから、これまでの実績や運営に係る財源負担の差異を考慮し、一部の市立保育所の管理運営体制においても、民間活力の導入を進めることとします。

この効果として、一時預かり・特定保育、休日保育、延長保育等の多様な保育サービスの充実や創意工夫を図った特色豊かな保育の提供、また市の財源負担の軽減が期待できます。

しかし、その一方で民間活力の導入に当たっては、児童及び保護者の負担や不安等の影響に十分な配慮を行い、適切かつ最善の実施方法を検討する必要があります。

イ 民間活力導入の検討経過

本市では、平成 11 年度に設置された「府中市保育検討協議会」の報告に基づき、市立保育所への民間活力の導入について検討を開始し、他市の動向や先行事例に基づき、その効果や影響について研究を重ねてきました。

本市では、平成 24 年度に「一部の市立保育所における民間活力の導入」を決定し、次の経過を経て現在に至っています。

(ア) 市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン（案）の作成

市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン（案）（以下「ガイドライン」）は、市立保育所に民間活力を導入（以下「民間移行」）を実施するに当たり、その手法等を明確にすることにより、適切に民間移行を実施することを目的として、民間移行の手法や事業者の選定方法、事業者選定から民間移行前後の対応方法等の基本的事項を定めています。

一般的に民間移行は、設置主体が市のまま保育事業を民間事業者へ委託する「民間委託（公設民営）方式」と、設置主体を含めて民間事業者へ移行する「民間移管（民設民営）方式」があります。

本市では、建物等の管理面において運営主体の自主性向上への期待や平成 24 年度に策定された「府中市公共施設マネジメント基本方針」に定める「市が所有する施設の総量を抑制・圧縮」の方策に基づき、施設建物を民間事業者へ譲渡する「民間移管（民設民営）方式」を採用することとしました。

■各方式比較

区 分	公 設 公 営	公 設 民 営		民 設 民 営
		運 営 委 託	指 定 管 理 者	
設 置 主 体	府 中 市	府 中 市	府 中 市	民 間 事 業 者
運 営 主 体	府 中 市	民 間 事 業 者	民 間 事 業 者	民 間 事 業 者
業 務 の 範 囲	管 理 ・ 運 営	運 営 ※	管 理 ・ 運 営 ※	管 理 ・ 運 営
運 営 費 に 係 る 国 ・ 都 負 担 金 の 有 無	な し	な し	な し	あ り
整 備 費 に 係 る 国 ・ 都 負 担 金 の 有 無	な し	な し	な し	あ り

※増改築や修繕を要する経費は市が負担

(イ) ガイドライン（案）のパブリック・コメント

ガイドライン（案）のパブリック・コメントを平成 24 年 9 月から 1 か月間の期間で実施した結果、多くの市民から意見が寄せられました。

なお、その意見数は平成 20 年度に実施した家庭ごみの有料化、戸別収集の実施を始めとする様々な施策の具体案を示した「循環型社会の構築に向けたごみ改革実施方針（案）」と同数程度となっています。

■パブリック・コメント実施状況比較

件名（実施年度）	提出者数	件数
市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン案（平成 24 年度）	88 名	297 件
循環型社会の構築に向けたごみ改革実施方針案（平成 20 年度）	83 名	315 件

(ウ) 府中市保育検討協議会

平成 24 年 10 月から平成 25 年 3 月までの期間で「府中市保育検討協議会」を設置し、市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項等について検討協議を行った結果、当協議会より次のとおり報告がありました。

■府中市保育検討協議会報告書（平成 25 年 3 月）抜粋

4 市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項

（略）保育・子育てサービスの「質」と「量」をともに下げることなく、現状や将来的な課題に対応するための方策として、一部の市立保育所について民間活力を導入（民営化）し、併せて市立保育所の機能を重点集約化することにより、全体として府中市の保育・子育てサービスを社会の要請にふさわしく活性化させることは、妥当性があると考えます。ただし、民間活力の導入（民営化）については、それ自体を危惧する意見もあることに鑑み、市が民間活力の導入（民営化）を進める際には、以下の事項に十分に配慮することを強く求めます。併せて、保育所の管理運営の効率化により生まれてくる財源や人材が、府中市の児童に還元され、府中市全体の保育・子育てサービスの活性化に着実に結びつくことを求めます。

(1) 重点化及び民間移行の対象施設の選定

将来的な保育・子育てサービスの全体像や残された市立保育所が今後担うべき役割・機能を十分に勘案し、一定圏域に市立保育所をしっかりと残していくような、地域的なバランスへの配慮と戦略を持つことが必要です。

(2) 民間活力の導入に関するプロセス

保育所を利用している児童や保護者への影響が最小限となるように、民間活力の導入にあたっては十分な配慮と期間が必要であると考えます。市は、民間活力導入に関する一つひとつのプロセス（手順・手続きなど）について透明性を担保することは勿論、関係する市民の意向に配慮して丁寧かつ慎重に実施することを求めます。

(3) 導入と検証・評価

民間活力導入にあたっては、段階的かつ適切に実施することとし、実施後に検証や評価を行う機会を設け、十分にその影響や効果を検証・評価するとともに、この結果を踏まえ、児童、保護者、保育者にとって最善の利益に繋がるように、さらなる改善に取り組むことを求めます。なお、保育制度に法制的な変更が生じた場合も同様です。

(4) その他（市立保育所の高年齢児童定員枠）

民間活力の導入と併せ、市立保育所の高年齢児童定員枠については、恒常的に空き定員が生じていることから、運営の効率化や適正化あるいは機能拡充への充当などが図られるよう見直しを進めることが必要です。

ウ 市立保育所への民間活力の導入の今後の進め方

保育所を利用している児童や保護者への影響が最小限となるように、民間活力の導入に当たっては十分な配慮と期間が必要です。

府中市保育検討協議会の検討協議のなかでは、ガイドライン（案）の全体的な内容について評価する意見がありました。その一方、上記のパブリック・コメントや保護者会へのヒアリングを実施するなかでは、入園後に民間活力の導入を知らされる事に対して不安や不満があること、また準備期間が短い等の意見が寄せられています。

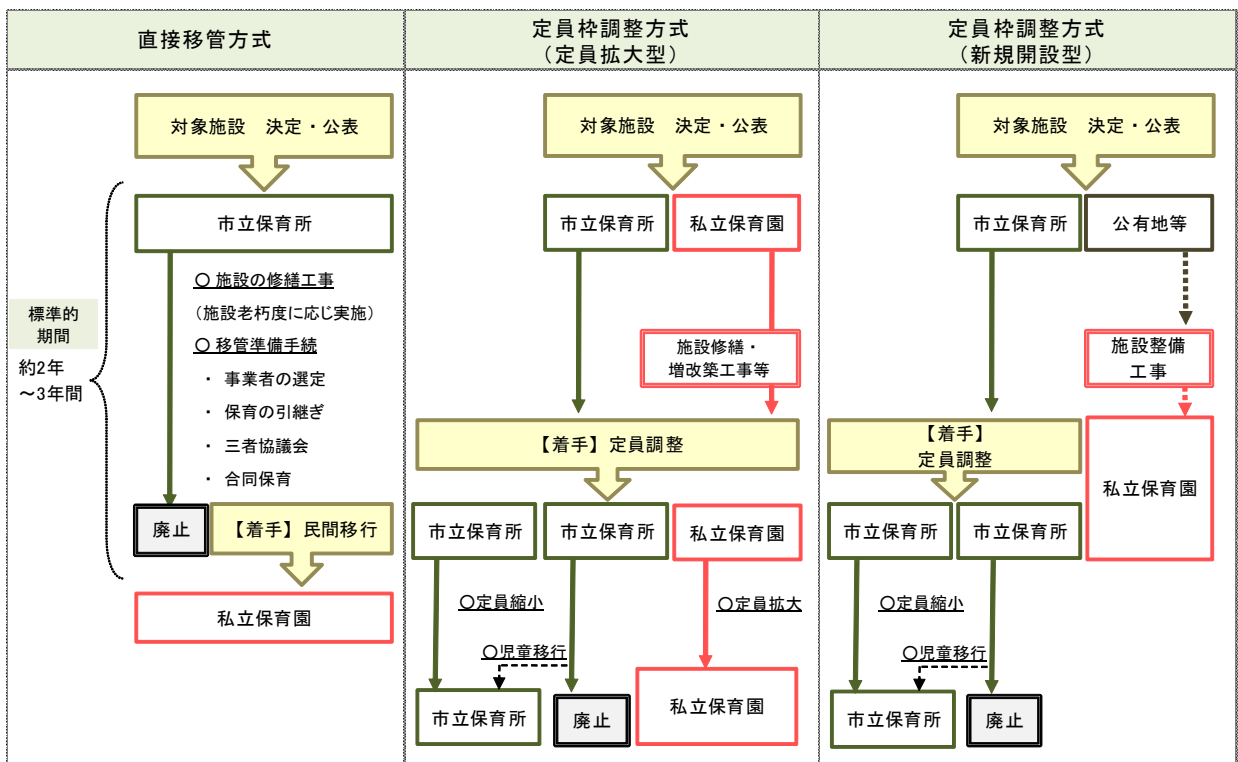
このことから、市立保育所における民間活力の導入に当たっては、児童及び保護者への影響に配慮し、平成25年8月に策定したガイドラインに基づく「直接移管方式」に加え、「定員枠調整方式」による手法による民間活力の活用を検討します。

(ア) 民間活力導入に係る2つの手法

■各方式比較表

方式	直接移管方式	定員枠調整方式
概要	市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインに基づき、原則、民設民営の私立保育園への民間移行を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来的に利用可能な公有地や市立保育所の敷地等の資源を活用することにより、既存の私立保育園等の定員拡大又は新規開設を実施する。その際、対象となる市立保育所が現在、受け入れている3歳未満児定員数の確保に努める。 ○ 市立保育所は、児童の新規受入を一部抑制し、一定期間経過後に閉園する。(閉園時に当該保育所に在籍している児童は近隣の市立保育所へ移行する。)
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民設民営による民間移行を原則としているため、土地及び建物が市所有であること。(東京都の所有物件は、公設民営を検討) ○ 引渡し後も民間事業者が支障なく使用できるよう、施設老朽度に応じて施設修繕工事が事前に必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立保育園等が、施設・定員規模を拡大又は新規開設することにより、市立保育所が現に対応している3歳未満児の保育ニーズに対応できること。 【定員拡大型】市立保育所の近隣に私立保育園等が設置されており、規模拡張の余地があること。 【新規開設型】市立保育所の所在地の近隣に施設整備に適した公有地等があること。

■各手法イメージフロー図



(イ) 対象施設の決定・手法選定

対象施設は、認可保育所の入所申請時期に配慮し、別に決定します。

また、民間活力の導入に係る手法については、認可保育所の入所申請時点を基点として、原則、次の手法（方式）を採用し、取組を進めることとします。

なお、対象施設として決定した施設は、民間活力の導入に至るまでの期間、基幹保育所の支援に取り組むこととします。

■採用手法

児童に係る認可保育所入所申請時点の状況	方式
民間活力の導入対象施設として公表されている	直接移管方式
上記以外	定員枠調整方式

(ウ) 定員枠調整方式（新規開設型）における事業者選定方法

事業者の選定に当たっては、市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインに定める事業者の選定方法に準拠し、府中市の保育水準の維持・向上及び保育・子育てサービスの活性化が期待できる事業者を選定します。

エ 導入に係る手法の検証及び評価

民間活力導入に係る手法については、市立保育所の廃止後に検証を行う機会を設け、その影響や効果について評価を行います。

また、検証結果や保育制度に法制度の変更があった際は、児童の最善の利益を考慮し、手法の改善に取り組みます。

(2) 私立保育園に対する運営費の一部見直し

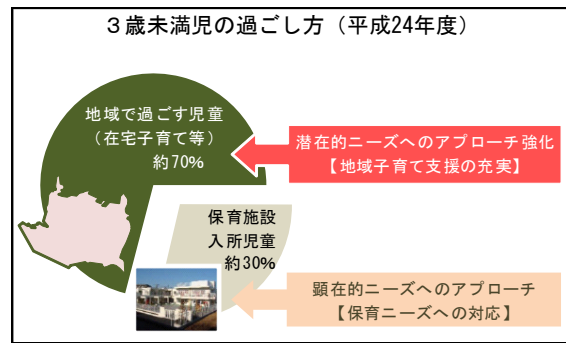
現在、認可保育所の私立保育園に対して、国基準の運営費を超える額（国基準超過負担分）を支弁しています。（9頁参照）

私立保育園に対する運営費のうち市単独補助分（私立保育園振興費）については、給与改善の視点を持つとともに、本方針に基づく私立保育園の役割に基づき、施策推進のインセンティブ（誘因）を付与する仕組みとするため、運用方法を含めた制度体系の見直しを進めます。

5 地域資源ネットワーク「すまいるねっと-Fuchu（仮称）」の構築

市内の3歳未満児のうち約70%の児童が在宅で過ごしています。全ての家庭が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、保育施設の入所児童のみならず、在宅子育て家庭を含めた支援の充実を進める必要があります。

この取組は、子育てに対する不安感により、認可保育所の申込者が増加している現状があることから、待機児童解消の観点からも重要です。



（1）地域資源ネットワーク「すまいるねっと-Fuchu（仮称）」

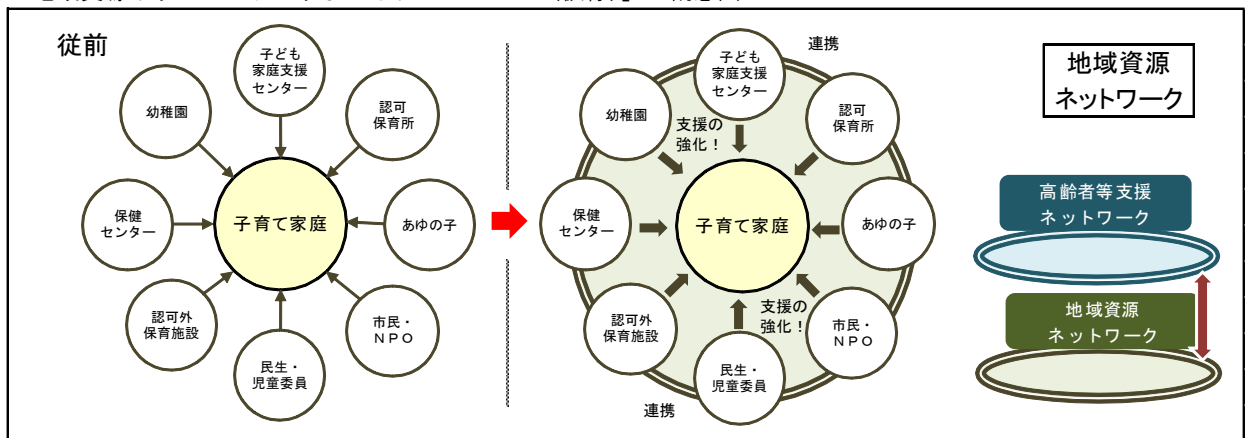
ア ネットワーク構築による子育て支援体制の強化

子育て支援の充実に向け、現状の子育て支援の担い手である市民や民生委員、子育て支援に関わる機関等の地域資源が持つ「力」や「特性」をこれまで以上に有効に活用するため、連携協力体制と適切な役割分担に基づく協働を進める必要があります。

このことから、地域資源が一体となって効果的な支援を行うためのネットワークの構築を、6つのエリアにおいて順次進め、地域の全ての子育て家庭に対する支援体制の強化を図ります。

なお、ネットワーク構築に当たっては、市立保育所の「基幹保育所」が取組を進めるとともに、エリア内のみならず、エリア間の連携調整等を担います。

■地域資源ネットワーク「すまいるねっと-Fuchu（仮称）」の概念図



イ ネットワークによる保育水準の向上

地域資源ネットワークを通じて、市立保育所はエリア内の保育施設に対して、学び合いの場の提供や保育実践上のノウハウやスキルの共有化に取り組むとともに、市立保育所が持つ園庭やボール等の独自資源を開放することにより、地域の保育水準の向上を図ります。

（2）地域子育て支援の更なる充実 ～いつでも、誰もが、身近な場所で～

地域における子育て支援に対しては、更なる充実と全体的な底上げの期待が寄せられていることから、「いつでも、誰もが、身近な場所で」をキーワードに、地域資源ネットワークや高齢者支援等の既存のネットワークの活用と連携を通じて、子育て支援の更なる充実と情報提供の改善に取り組みます。

また、この取組に併せて、子育て経験者が地域の子育てマンパワーとして活躍できる機会を設けることで、世代間交流を促し、地域社会との連携強化を図ります。

6 保育の質・水準の向上と利用者支援

児童の最善の利益を保障するため、保育に関わる多様な主体が、自らの資質や専門性の向上に努めるとともに、次の取組を進めることで、地域全体の保育水準の向上を図ります。

(1) 保育の質と専門性の向上

地域全体の保育の質・専門性の向上を図るため、全ての保育施設を対象とする研修会や学習会の継続的な開催に向けた検討を進めます。

なお、研修体系や内容等の検討に当たっては、公民の協働と連携の下、取組を進めます。

(2) 保育水準の確保

市民や保育事業の関係者との協働により、府中市における保育内容等の水準を示す「府中の保育(仮称)」の策定に向けた検討を進めます。

また、保育施設の新設時においては、「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン」に定める事業者の選定方法に準拠し、保育水準の維持・向上が図れる事業者を選定します。

(3) 保育施設・事業運営への支援強化

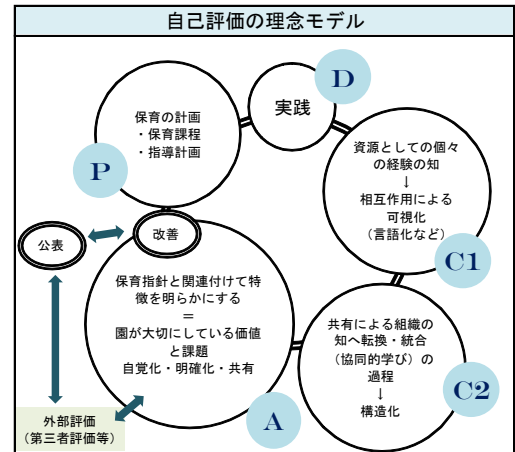
新規開設した認可外保育施設等を巡回し、保育内容の指導・助言を行う「保育アドバイザー(保育支援者)」を増配置し、地域内の保育施設の運営支援を強化します。

また、民間保育施設における給与改善や専門的な人材の確保及び保育環境の改善・充実のため、必要な財源の確保に努めます。

(4) 各種評価の実施

保育の内容・方法や保育環境の改善と充実を図るため、市立保育所において保育所及び保育士等の自己評価に関する手法を早急に確立するとともに、地域内の保育施設間で共有することにより、地域全体の保育の充実と水準の向上を図ります。

また、福祉サービス第三者評価の受審費用の助成を継続し、外部評価の受審を促します。



(5) 利用者負担の適正化

利用者負担のあり方については、保育サービスの形態や保育施設によって利用者の負担に偏りが出ないように配慮し、実際に使われる経費と市の財政力、利用者の負担能力を勘案して、利用者負担(保育料等)の見直しを進めます。

おわりに

少子化の進行、核家族化や近隣関係の希薄化、社会情勢の変化により、子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

この急速な変化の流れのなかであっても、社会の希望・未来の力である、一人ひとりの「子ども」の最善の利益を保障し、地域全体で「子ども」と「子育て」を支援する環境づくりに取り組むことは、社会の要請であり、市の責務です。

今後の保育行政を更に充実させ、「親」も「子ども」も笑顔があふれる「子育てしたくなるまち」として、府中市が持続的に発展していくことを目指し、本方針に基づく取組を推進していきます。

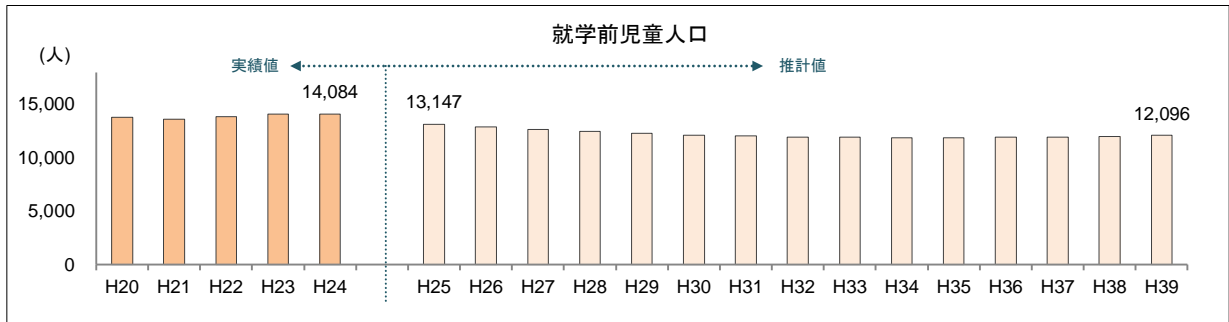
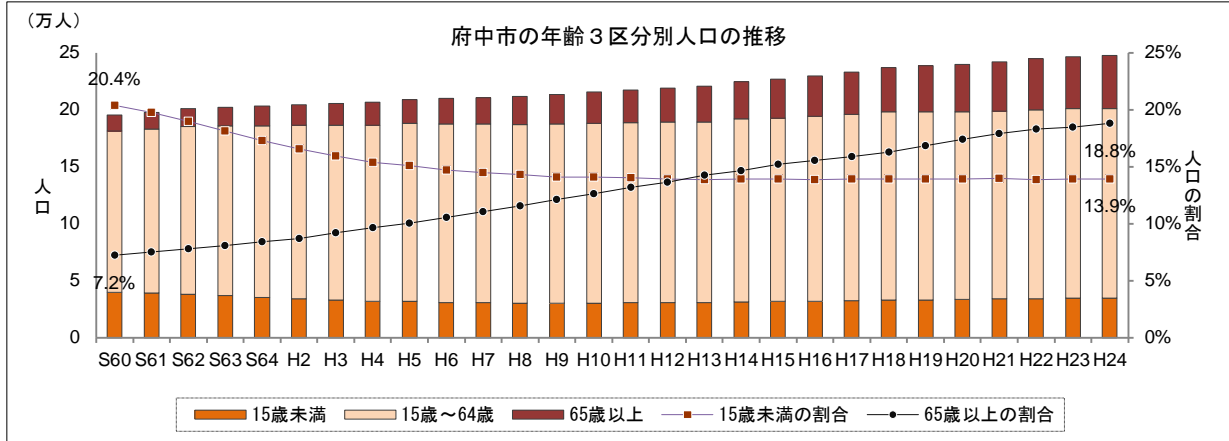


【資料編】府中市の現状

1 子育て家庭を取り巻く状況

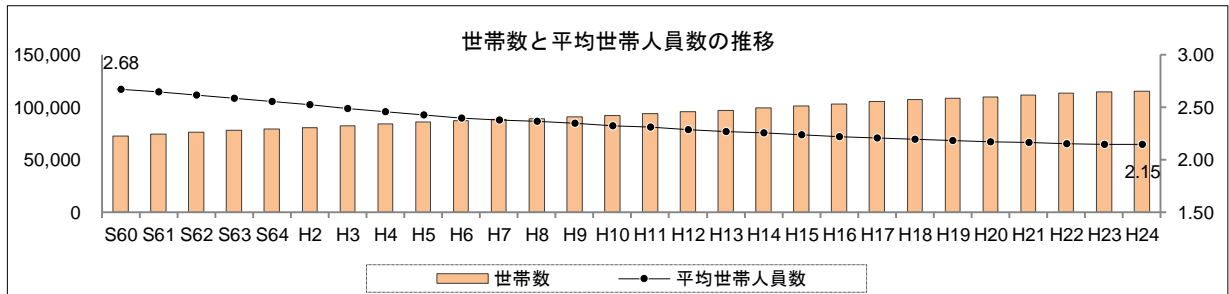
(1) 少子化の推移

府中市の人口は増加傾向にあり、平成24年1月1日現在、251,733万人となっています。全人口に占める14歳以下の人口割合は、平成13年度以降、65歳以上の人口割合を下回っており少子高齢化が進んでいます。また、就学前児童人口は、平成13年度以降、微増傾向にあります。第5次府中市総合計画（後期計画）に基づく人口推計によれば、就学前児童人口は減少していく見通しとなっています。



(2) 世帯人員と世帯構成の状況

世帯数は、人口の増加に伴い増加傾向にある一方、平均世帯人員数は減少しており、平成24年1月1日現在で平均世帯人員は2.15人となっています。なお、18歳未満児童がいる世帯のうち9割以上が核家族世帯となっており、「男親又は女親と子ども」の世帯が増加傾向にあります。



【18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造（国勢調査）】

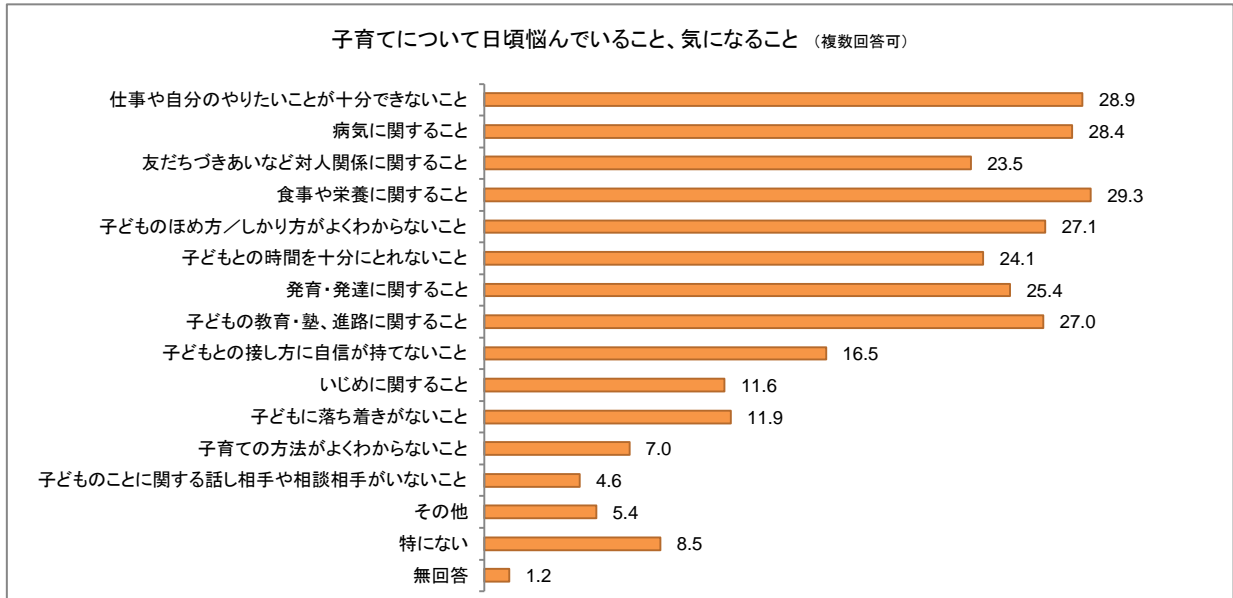
区分	両親と子ども	男親又は女親と子ども	両親と子どもと祖父母	その他
平成7年度	80.5%	7.1%	10.0%	2.4%
平成12年度	81.9%	8.0%	7.6%	2.5%
平成17年度	82.8%	8.9%	5.2%	3.1%
平成22年度	82.5%	10.0%	4.3%	3.2%

(3) 子育てに関する悩み（市民意向調査結果）

市民意向調査によると、子育てに自信が持てなくなることがある方は66%となっており、子育てについて日頃悩んでいること、気になることは多様化しています。

【子育てに自信がもてなくなること（N=1,301）】

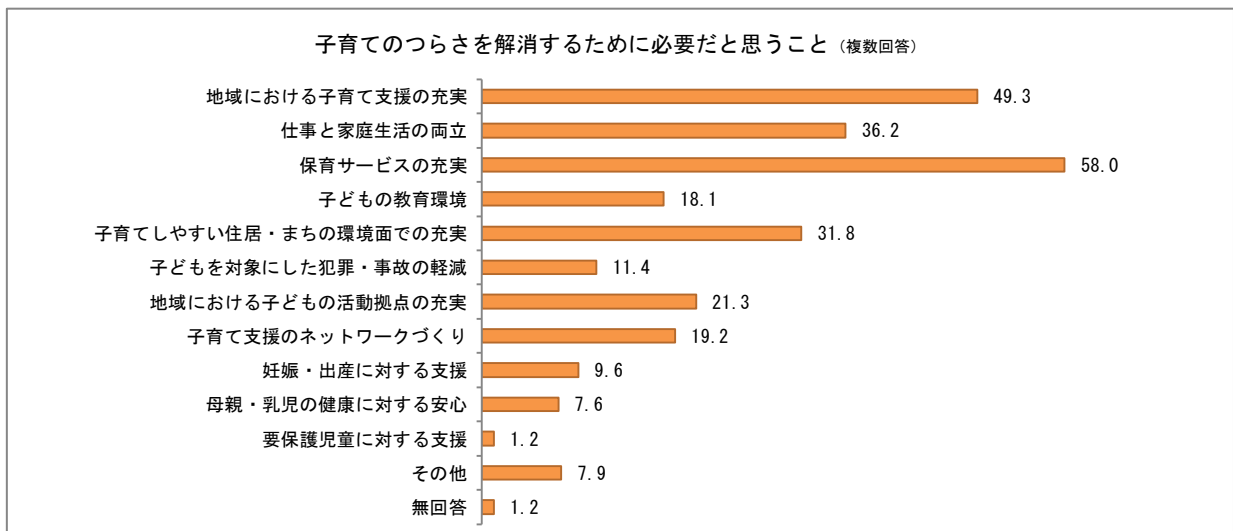
よくある	ときどきある	あまりない	全くない	特に感じない	無回答
11%	55%	23%	8%	2%	1%

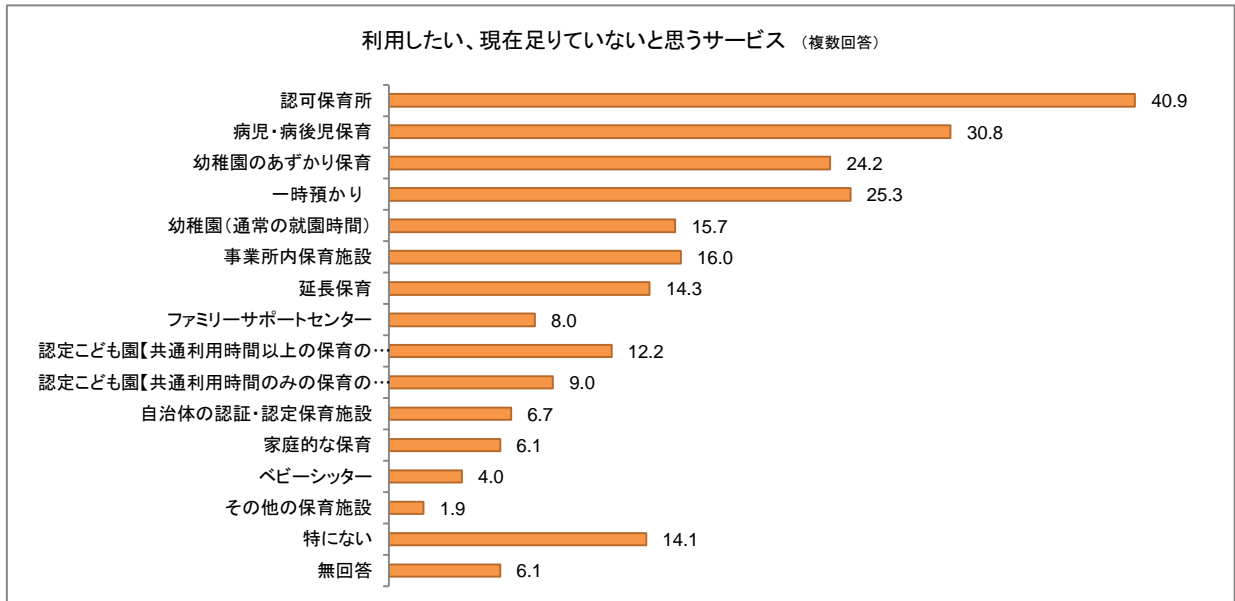


(4) 市に期待するサービス（市民意向調査結果）

子育てのつらさを解消するために必要とされるものとして、「保育サービスの充実」と「地域の子育て支援の充実」がともに半数程度の方が望んでいます。

また、市民が期待するサービスは、「認可保育所」の整備や保育所の関連事業として「病児・病後児保育」や「一時預かり」の充実を期待する割合が高くなっています。

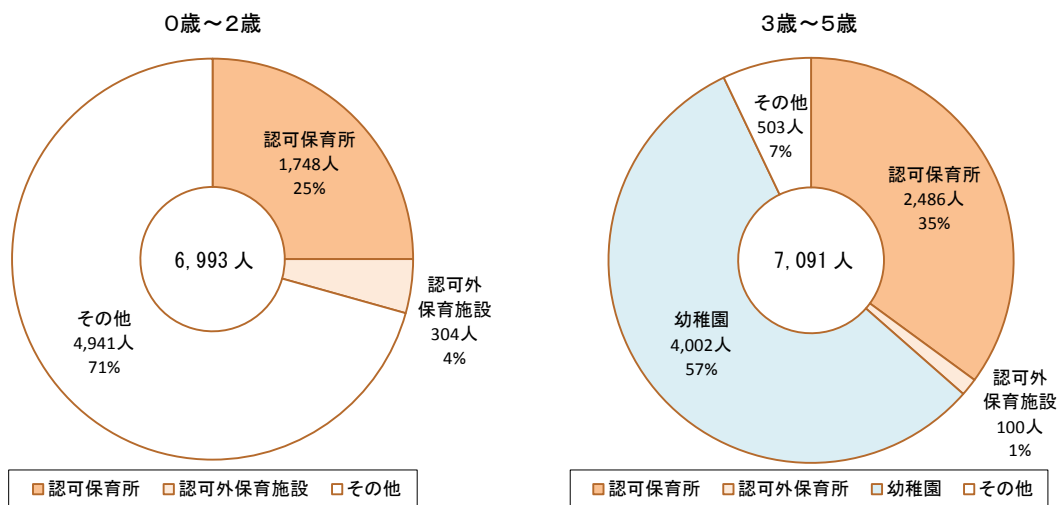




(5) 就学前児童の状況

現在、3歳未満児童のうち71%は在宅で過ごしています。近年、保育施設の整備を進めたことから、就学前児童の状況としては、保育施設に入所している児童の割合が増加しています。

就学前児童の状況（平成24年度）



※市民意向調査概要（就学前児童調査）

- (1) 対象 市内に在住する就学前児童（0～5歳）の保護者 1,500人
- (2) 方法 郵送配布
- (3) 時期 平成24年1月27日（金）から平成24年2月13日（月）まで
- (4) 配布枚数 1,500枚
- (5) 回収数 1,021枚（回答率 68.1%）

【資料編】認可保育所における保育サービスに関する保護者アンケート（集計結果概要）

1 調査概要

- (1) 目的 今後の保育行政のあり方を検討する上で、認可保育所の提供するサービスの満足度等を把握するため実施
- (2) 対象 認可保育所に入所している全児童の保護者（平成24年7月1日入所児童）
- (3) 方法 直接配布（入所児童毎に配布）
- (4) 時期 平成24年7月10日（火）から平成24年7月23日（月）まで
- (5) 配布枚数 4,288枚

2 調査結果

- (1) 回答数 2,766枚（回答率 64.5%） 内訳：公営（1,015枚）、民営（1,751枚）
- (2) 集計結果

設問	区分	満足	やや満足	やや不満	不満
食事・おやつなどのメニューは、子どもの年齢や体質（アレルギーなど）に配慮された工夫がありますか。	公営	79.7%	18.2%	1.5%	0.1%
	民営	83.9%	13.6%	1.5%	0.1%
戸外遊びの機会は十分ですか。	公営	76.7%	19.2%	3.1%	0.3%
	民営	73.2%	20.4%	5.0%	0.6%
保護者の急な残業などで通常の利用時間を変更する場合、柔軟に対応してくれますか。	公営	64.7%	26.3%	5.7%	0.5%
	民営	75.6%	18.2%	3.3%	0.5%
保育中の発熱やケガなどの処置、保護者への連絡などの体調変化への対応は十分ですか。	公営	65.9%	27.1%	5.2%	0.7%
	民営	72.0%	22.0%	4.1%	0.9%
安全対策が十分取られていると思いますか。	公営	44.2%	40.8%	11.5%	2.1%
	民営	54.8%	35.4%	7.8%	1.0%
保護者が参加しやすいように行事の日程は配慮されていますか。	公営	37.0%	43.3%	14.5%	4.1%
	民営	56.4%	33.2%	8.1%	1.3%
お子さんの気持ちや様子・子育てなどについて職員と話をしたり相談することはできますか。	公営	58.0%	33.4%	6.2%	1.6%
	民営	62.4%	28.9%	6.5%	1.1%
保護者が大切に考えていることについて、職員は話を聞く姿勢がありますか。	公営	60.3%	31.7%	5.3%	1.5%
	民営	66.2%	26.9%	5.0%	0.8%
職員はお子さんや保護者に関するプライバシーを守っていますか。	公営	63.2%	22.0%	4.5%	3.7%
	民営	69.6%	26.7%	1.8%	0.6%
お子さんは保育所で大切にされていると思いますか。	公営	69.1%	25.9%	4.0%	0.3%
	民営	74.2%	22.6%	2.2%	0.1%
職員は礼儀正しく丁寧に対応していますか。	公営	64.9%	27.5%	5.6%	0.8%
	民営	72.5%	23.1%	3.0%	0.4%
見学に来た際など、保育所に入る前に保育所の保育方針や生活内容について、説明を受けたことはありますか。	公営	56.3%	32.6%	3.5%	0.5%
	民営	63.4%	24.6%	3.1%	0.4%
入所時に、保育所から保育内容について十分な説明がありましたか。	公営	57.8%	32.1%	4.6%	0.5%
	民営	66.5%	23.1%	3.9%	0.4%
保育所から受ける説明や連絡事項は、分かりやすいですか。	公営	51.7%	35.0%	7.9%	0.8%
	民営	52.8%	31.5%	8.7%	0.9%
要望や不満は、保育所に対して言いやすいですか。	公営	38.6%	38.5%	14.5%	3.1%
	民営	42.5%	37.9%	11.3%	2.2%
保育所は、要望や不満などにきちんと対応していますか。	公営	40.7%	38.8%	11.5%	2.7%
	民営	47.2%	37.4%	6.9%	2.4%
保育所の施設・設備は、安全かつ清潔に整備され、保育環境は整っていますか。	公営	44.1%	35.1%	14.3%	2.1%
	民営	60.1%	28.0%	5.5%	0.5%
外部からの侵入や不審者への対応などの安全対策について、配慮されていると感じますか。	公営	29.1%	38.0%	23.4%	5.0%
	民営	50.6%	32.2%	9.4%	1.8%
保育所の遊具や備品類は整っていますか。	公営	46.6%	38.4%	8.5%	2.0%
	民営	58.8%	27.9%	6.7%	0.7%
保育室やトイレなどは、子どもが使いやすく工夫されていますか。	公営	51.2%	32.9%	8.9%	2.8%
	民営	69.2%	22.7%	1.9%	0.0%
総合的に見て、お子さんが通う保育所について、どの程度満足していますか。	公営	59.7%	30.9%	4.8%	0.7%
	民営	70.7%	22.7%	2.8%	0.3%

今後の保育行政のあり方に関する基本方針

平成 26 年 1 月

編集・発行 府中市子ども家庭部保育課

〒183-8703 東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
T E L 042-335-4172 (直通)
F A X 042-334-0810
E-mail hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp



④ ほっとするね 緑の府中

府中市